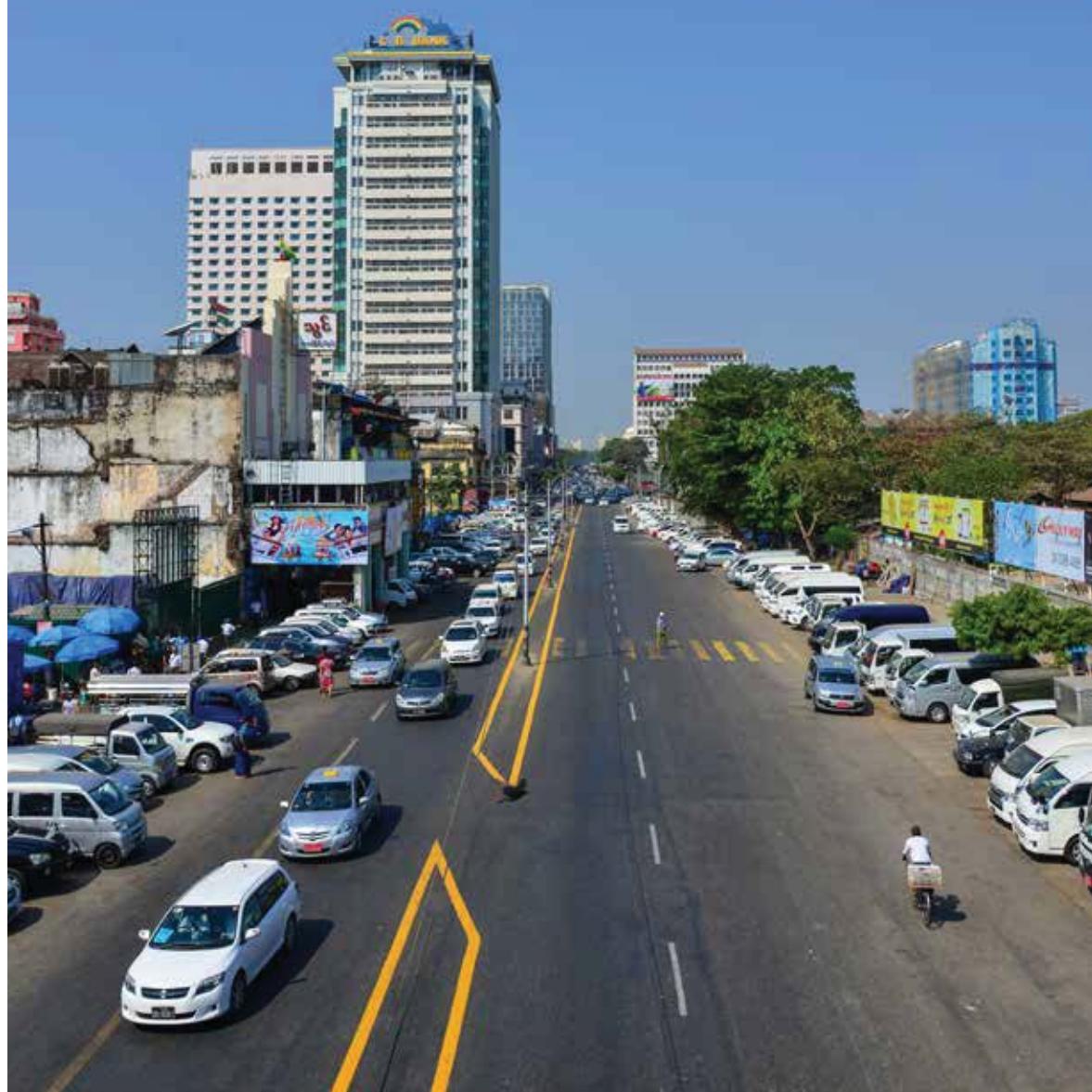


Myanmar Business Guide

ミャンマー投資ガイド
日本語版

改訂 第5版



目次

1.	はじめに	4
2.	経済概況	8
2.1	経済展望	8
2.2	外国投資を取り巻く規制環境	9
2.3	主要外国投資	10
2.4	主要外国投資セクター	11
2.5	国内投資	12
2.6	ミャンマーにおける主要ディール	14
2.7	経済特区(SEZ)	23
3.	ミャンマーのインフラ	24
3.1	ミャンマーのインフラ事情	24
3.2	各セクターの見通しと事業機会	27
3.3	経済特区(SEZ)	37
3.4	総論	39
4.	ミャンマー金融セクター	40
4.1	金融セクターの概要	40
4.2	銀行	41
4.3	外国銀行	45
4.4	資本市場	46
4.5	ファイナンス会社	48
4.6	マイクロファイナンス	49
4.7	保険	49
4.8	その他の情報	51
5.	ミャンマーの税制	55
5.1	法人所得税	55
5.2	個人所得税	61
5.3	商業税	63
5.4	その他の税制	63

6. 人事・雇用法	65
6.1 人事労務に影響を与える変化	65
6.2 外国人の雇用	65
6.3 労働許可証取得手続き	66
6.4 ミャンマー労働法	66
6.5 ミャンマー永住権	67
7. その他の留意事項	68
7.1 商業登記と許認可制度	68
7.2 外国為替および外国為替規制	69
7.3 外国人による土地や不動産の所有	70
7.4 仲裁法	71
7.5 経済・貿易	71
8. ミャンマーの会計および監査制度	73
8.1 法定の要件	75
8.2 会計監査制度	75
8.3 ミャンマー財務報告基準	76
9. ミャンマーにおけるビジネス	78
9.1 法人形態	78
9.2 外国投資規制	81
9.3 投資優遇税制	83
9.4 投資保証および保護	86
9.5 検討中の新しい法律	86
10. ミャンマー概要	87
10.1 ミャンマー動向	87
10.2 歴史概略	89
10.3 人口統計	90
10.4 政治体制・内政	91

1. はじめに

ミャンマーは現在、急激な政治・経済の移行期を迎えています。政治は軍事政権から文民主体の政権へ、経済は中央主導型から市場型へと移行し、将来の繁栄に向けた道筋を歩んでいます。世界銀行は、ミャンマーの今後3年の平均成長率を7.1%と予測しており、ミャンマーは世界で最も急成長が見込まれる国の一つとなっています¹。

2017年の海外直接投資(FDI)は、過去最高を記録した2016年の94億米ドルからは約30%低い69億米ドルと推計されているものの、引き続き堅調に推移すると予想されています。その背景には、民政移管後の不透明感が2016年に一部顕在化したことが挙げられます。投資家にとっては、ミャンマー投資委員会(MIC)による投資法の細則および通達の公布による、外資規制のさらなる明確化が待たれています。

国民民主連盟(NLD)の政府はまだ経験が浅いものの、これまでのところは外国資本の参入を歓迎しています。例えば、2016年には外国銀行4行に営業許可が認められ、議会では新しい金融機関法が成立しました。米国は民主化に向けた改革を歓迎し、同年10月にミャンマーへの経済制裁を全面的に解除しました。これは欧米各行にミャンマーへの再参入を許し、ミャンマーにとっても国際的金融システムへの道筋を示す重要な出来事です。

2017年に入り、さらなるビジネスのたやすさを実現する政策が相次いで導入されています。1月には、政府閣議において新会社法の第一段階承認が行われました。同じく1月に議会で可決した新投資法も投資プロセスの簡素化に繋がるものであり、政府は優遇施策により特定のセクターへの外資導入を促進しようとしています。

しかし、こうした楽観的な雰囲気の中、アジア最後のフロンティア市場ともいわれるミャンマーへの参入を検討している企業や投資家にとっては、依然リスクは残っています。特に経済界は、ミャンマーの国内情勢が安定しないことに懸念を抱いています。政府は現在、全ての少数民族武装集団との政治対話を実現し、全ての当事者と全土停戦協定²(Nationwide Ceasefire Agreement)を結ぶという長年の目標に向けて引き続き取り組んでいます。

ミャンマーの成長に期待を寄せる皆様にとって、この最新版ガイドが課題解決に向けた指針となれば幸いです。

¹ “世界銀行、今後3年は高い成長が見込まれると指摘”, *Myanmar Times*, 2017年1月31日

² “新モン州党、全土停戦協定に署名の可能性”, *The Irawaddy*, 2017年3月22日

お問い合わせ先(ミャンマー法人)

PwC Myanmar:

Unit 02, 04, 06, Level 11, Myanmar Centre Tower 1,
No. 192, Kabar Aye Pagoda Road, Bahan Township, Yangon, Myanmar



Managing Director
Ong Chao Choon
+65 6236 3018
chao.choon.ong@sg.pwc.com



Mergers & Acquisition
Jovi Seet
+95 9 4500 44355
jovi.s@mm.pwc.com



Japan Desk Leader, Consulting
Motonari Otsuki
+95 9 2634 53297
motonari.otsuki@mm.pwc.com



Tax
Kie Shimamoto
+95 9 4028 20146
kie.shimamoto@mm.pwc.com



Mergers & Acquisition
Yohei Yamaue
+95 9 2569 19073
yohei.yamaue@mm.pwc.com

お問い合わせ先(シンガポール法人およびタイ法人)

PwC Singapore:

7 Straits View, Marina One East Tower, Level 12, Singapore 018936



Japan Desk Leader, Tax

Jun Igarashi

+65 6236 7558

jun.igarashi@sg.pwc.com



Mergers & Acquisition

Kazuyoshi Nishitani

+65 6236 3318

kazuyoshi.nishitani@sg.pwc.com



Consulting

Fumitake Yanagisawa

+65 6592 5416

fumitake.fy@sg.pwc.com



Capital Projects and Infrastructure

Satoshi Takesada

+65 8876 7549

satoshi.takesada@sg.pwc.com

PwC Thailand:

15th Floor, Bangkok City Tower

179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok, 10120, Thailand



Japan Desk Leader

Atsushi Uozumi

+66 2 844 1157

atsushi.uozumi@th.pwc.com



Tax

Aiko Kuwaki

+66 2 844 1186

aiko.kuwaki@th.pwc.com



Consulting

Megumi Goto

+66 2 844 1109

megumi.m.goto@th.pwc.com

PwCのサービス

ミャンマーへの投資や事業展開を支援する
フルラインのサービスを提供いたします。



市場参入アドバイザリー &
市場調査



M&Aアドバイザリー &
デューデリジェンス



資本プロジェクト &
インフラアドバイザリー



税務、間接税、貿易・
関税



ガバナンス、
リスクおよび統制



ビジネス
コンサルティング



人事アドバイザリー &
グローバルモビリティ
サービス



会社設立・コーポレート
セクレタリーサービス



腐敗防止・企業再編

略記号一覧

略号	定義・名称
AEC	ASEAN Economic Community ASEAN 経済共同体
CA	Myanmar Companies Act ミャンマー会社法
CBM	Central Bank of Myanmar ミャンマー中央銀行
CCTO	Company Circle Tax Office 税務当局
CEPT	Common Effective Preferential Tariff 共通有効特惠関税
CRO	Companies Registration Office 企業登録局
DICA	Directorate of Investment and Company Administration 投資企業管理局
FEMB	Foreign Exchange Management Board 外国為替管理局
FEML	Foreign Exchange Management Law 外国為替管理法
FERA	Foreign Exchange Regulation Act 1947 外国為替規制法
IBSB	Insurance Business Supervisory Board ミャンマー保険事業監督委員会
IFRS	International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準
ILO	International Labour Organisation 国際労働機関
IRD	Internal Revenue Department 内国歳入局
ITL	Income Tax Law 所得税法
LTO	Large Taxpayers' Office 高額納稅局
MAC	Myanmar Accounting Council ミャンマー会計評議会
MALI	Ministry of Agriculture, Livestock and Irrigation 農業畜産灌漑省
MEB	Myanmar Economic Bank ミャンマー経済銀行
MFIL	Myanmar Foreign Investment Law 外国投資法
MFRS	Myanmar Financial Reporting Standards ミャンマー財務報告基準
MFTB	Myanmar Foreign Trade Bank ミャンマー外国貿易銀行
MIC	Myanmar Investment Commission ミャンマー投資委員会
MIL	Myanmar Investment Law ミャンマー投資法
MMK	Myanmar Kyat ミャンマーチャット
MOPF	Ministry of Planning and Finance 計画財務省
SCB	State Commercial Bank 国営商業銀行
SECM	Securities and Exchange Commission of Myanmar ミャンマー証券取引委員会
SEE	State-Owned Economic Enterprise 国営企業
SEZ	Special Economic Zone 経済特区
YSX	Yangon Stock Exchange ヤンゴン証券取引所

2. 経済概況

2.1 経済展望

ミャンマーの新政権は初年度に、地域や開発段階、民族や宗教、政治的立場が異なる国民の多様なニーズを調整することに重点を置きました。また、経済におけるさまざまなステークホルダー（利害関係者）の異なる利害のバランスを取る必要もありました。

しかし、これらの努力が結実するまでは時間がかかります。政府が打ち出した新たな施策は不透明感に繋がり、特定セクターの開発を遅らせています。とはいえ、ミャンマー経済の先行きは依然底堅く、世界銀行は、2016年度のミャンマーのGDP（国内総生産）は6.5%成長し、その後3年間は年間7.1%の成長率になると予測しています。

この予測は、ミャンマー経済がインフラおよびコモディティ以外のセクターへの官民投資、ならびに継続的なマクロ経済の安定と構造改革の進展、基幹サービスの拡大に支えられるとの前提に立っています¹。

ミャンマーは引き続き外国投資を惹き付けています。海外直接投資（FDI）は、2017年2月までの11カ月間で60億米ドル前後となっており、2017年3月31日期末の会計年度末までにさらに10億米ドルが上乗せされ、ほぼ70億米ドルになるとみられています²。

特に、通信セクターへの投資は引き続き堅調です。Viettel、Star Highおよび国内通信関連企業11社による合弁会社であるMyanmar National Tele & Communicationsは2017年1月に携帯電話事業の営業許可を取得し、同国4番目の通信事業者となりました。同社は「マイテル（Mytel）」ブランドにてサービスを展開し、2020年までに1万基の基地局を建設して人口の90%以上をカバーすることを計画しています。また、2021年までに携帯電話市場で25%のシェア獲得を目指しています³。

一方、石油・ガスセクターへの投資は、エネルギー価格の低迷に加え、2016年度での新規開発向けガス田や油田の不足により減速しました。建設セクターでもこの1年、ヤンゴン市開発委員会（YCDC）による高層ビル建設プロジェクトのレビューの結果、一部の投資が保留状態になりました。

¹ “ミャンマー・エコノミック・モニター、2016年12月”, 世界銀行

² “2016年度のミャンマーへの外国投資額は70億米ドル”, Eleven, 2017年3月21日

³ “新ミャンマーテレコム、2018年の開業前に5,000の基地局を計画”, Nikkei Asian Review, 2017年2月16日

政府によるゾーニングの指定

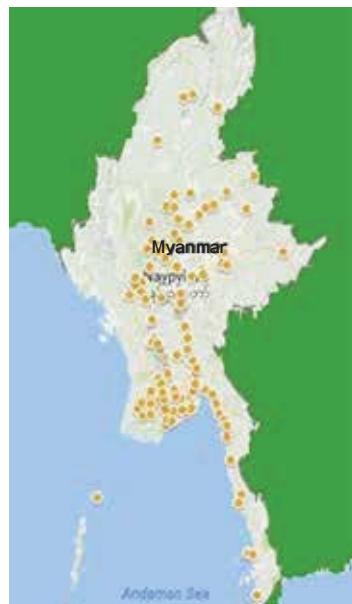
Zone1:

開発が進んでいない地域



Zone2:

適度に開発が進んだ地域



Zone3:

開発が進んだ地域



2.2 外国投資を取り巻く規制環境

ミャンマー投資委員会(MIC)は、2016年10月にミャンマー投資法を施行したのに加え、2017年2月には開発区域を「Zone1:開発が進んでいない地域」、「Zone2:適度に開発が進んだ地域」、「Zone3:開発が進んだ地域」の三つに分類する通達(MIC通達番号10/2017)を発布しました。これにより、「開発が進んでいない地域」への投資はより優遇されることになります。投資家はまた、どのような分野が外国資本の禁止・規制対象となるのかについて新たな通達の発布を待っているところです。

2017年3月31日、ミャンマー投資法細則(Myanmar Investment Rule)が発表されたのに続き、同4月1日には投資促進セクターの分類に関するMIC通達(通達番号13/2017)が公表されました。この細則と通達により、投資促進分野の種類、投資評価の基準とプロセス、優遇税制の申請、土地使用権の承認申請などについて詳しい情報が示されました。

一方、2017年1月にミャンマー新会社法の草案が議会に提出されました。この新法は1914年以来の現行会社法に代わるもので、草案では、外国企業とは外国人持株比率が35%超を所有する企業であると定義されていますが、計画財務省は経済発展に応じてこの持株比率を変更する可能性があります⁴。これにより、外国人投資家は現在外資を受け入れていない企業に投資できるようになり、間接的にせよ、ヤンゴン証券取引所の上場企業に対する外国人の関心を高めることになります。

税制面では、2017年ミャンマー連邦税法(2016年連邦税法の改正)が2017年4月1日に発効しました。また、中規模納税者税務署(Medium Taxpayer Office)の下で自己申告納税制度を導入しようという計画もあります。また、外国人および外国人労働者法の草案が2017年1月に議会に提出されました。可決成立すれば、ミャンマーで働く外国人にとって、入国後7日以内の健康診断、外国人登録証保有者が24時間を超える国内旅行を行う場合には事前承認が必要、といった厳しい要件が課せられる可能性があります⁵。

⁴ “改正ミャンマー会社法、議会に提出される”, Myanmar Times, 2017年1月12日

⁵ “外国人関連法案に、専門家や現地駐在者が憂慮”, Myanmar Times, 2017年1月27日



2.3 主要外国投資

2017年3月現在、ミャンマーへの主要外国投資国は、引き続き中国(143社、投資額183億9,000万米ドル)とシンガポール(196社、投資額161億2,000万米ドル、他国出資者が所有するシンガポール法人を含む)を筆頭に、香港(中国を主な拠点とする企業の香港法人を含む)、タイ、韓国、英国(バージン諸島とバミューダ諸島を含む)となっています。

表1:国・地域別外国投資額(2017年3月31日現在、既存企業)

No.	国名	百万米ドル	%
1	中国	18,392	30.85
2	シンガポール	16,117	27.04
3	香港	7,468	12.53
4	タイ	3,788	6.35
5	韓国	3,483	5.84
6	英国	3,478	5.83
7	ベトナム	2,079	3.49
8	マレーシア	1,335	2.24
9	オランダ	760	1.28
10	インド	728	1.22
11	その他の国・地域	1,984	3.33
合計		59,612	100.00

出典:既存企業の外国投資(国別)、ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局(DICA)、2017年3月31日。
1989年3月31日を期末とする会計年度以降の累計投資額

2.4 主要外国投資セクター

主な外国投資セクターは現在、石油・ガスとインフラ(電力、運輸、通信)であり、続いて製造業、不動産開発、ホテル・観光業、鉱業となっています(表2参照)。2016年1月から9月にミャンマー

を訪れた旅行者は310万人で、前年同期の330万人からやや減少しました。しかし、観光産業への外国投資プロジェクトは2016年においては前年より増加しています⁶。

表2:セクター別外国投資額(2017年3月31日現在、既存企業)

No.	産業別	百万米ドル	%
1	石油・ガス	21,487	36.04
2	電力	14,565	24.43
3	運輸・通信	7,978	13.38
4	製造業	6,409	10.75
5	不動産開発	2,657	4.46
6	ホテル・観光業	2,590	4.34
7	鉱業	2,353	3.95
8	畜産・漁業	298	0.50
9	農業	221	0.37
10	工業団地	189	0.32
11	その他のサービス	865	1.46
	合計	59,612	100.00

出典:既存企業の外国投資(セクター別)、ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局(DICA)、2017年3月31日。1989年3月31日を期末とする会計年度以降の累計投資額

⁶ “旅行客は減少するも観光業への投資は増加”, Myanmar Times, 2016年12月12日

2.5 国内投資

国内投資は主に製造業、不動産開発、運輸、ホテル・観光業セクターに集中しています。国内投資は今後も、不動産開発とインフラ整備の両方に重要な役割を果たしていくとみられます。

表3:セクター別国内投資額(10億MMK、2017年3月31日現在、認可企業)

No.	産業別	10億MMK	百万米ドル (参考)	%
1	不動産開発	2,767	2,032	20.98
2	製造業	2,438	1,790	18.48
3	運輸	2,302	1,690	17.45
4	ホテル・観光業	1,416	1,040	10.73
5	建設	936	668	7.10
6	工業団地	575	422	4.36
7	電力	457	335	3.46
8	鉱業	142	104	1.07
9	畜産・漁業	69	51	0.53
10	農業	51	37	0.38
11	その他	2,038	1,496	15.46
合計		13,191	9,685	100.00

出典:2017年3月31日現在の既存企業によるミャンマー国民投資(セクター別、ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局)。米ドルの参考価額は、2017年3月31日現在のミャンマー中央銀行参照レートに基づくMMKからの換算値(1米ドル:1,362MMK)

国内投資に積極参入している主な企業:

- **国軍系の投資会社であるMyanmar Economic Holdings Limited (MEHL) および Myanmar Economic Corporation (MEC)**

MEHLは宝石生産の他、銀行、観光、運輸などの多彩な産業を手掛ける複合企業であり、MECもまた国軍向けの天然資源の供給を中心に他の事業分野も手掛ける複合企業です。MECは最近、子会社のStar High Public Companyを通じて他のミャンマー企業11社とコンソーシアムを組み、ベトナムの通信会社Viettelと提携して合弁企業を設立し、国内4社目となる通信事業者の認可を受けました⁷。

- **ミャンマー政府の国営企業(SOEs)の民営化計画**

この計画は2010年から始まり、新たな国内投資を呼び込んでいます。例えば、2013年、地元複合企業のKBZGroupは、政府が保有していたミャンマー国際航空(MAI)の残りの全株式20%を取得し、同社を完全子会社化すると発表しました。

ヤンゴン電力供給公社(YESB)は、最終的な民営化を念頭に2014年に政府公社として発足しました。また、2016年2月にはミャンマー国鉄がシャン(Shan)州北部のゴッティ(Gokteik)鉄橋を走る2本のチャーター列車の運営に関して民間企業に入札を呼びかけました。さらに、政府は今後3カ月から6カ月以内に国営企業数社を民営化する意向を示しています⁸。

- **海外上場ミャンマー企業**

海外で上場しているミャンマー企業は、外国資本とパートナーシップを組んでミャンマーに投資しています。例えば、シンガポールに上場しているYoma Strategic Holdings LtdはKFCと提携し、2015年に国内初の米国式ファストフードのチェーンを開店しました。同社は他にもドイツのMetro Groupと合弁会社を設立し、ミャンマーでワンストップの食品流通プラットフォームを構築しています⁹。

- **国内の上場／非上場企業**

国内の上場／非上場企業も事業拡大を模索しています。現在、ヤンゴン証券取引所には4社の企業が上場しており、これらはFirst Myanmar Investment Co., Ltd., Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Ltd., Myanmar Citizens Bank Ltd, First Private Bank Ltd.です。

⁷ “Mytelは農村部を対象に価格で勝負”, *Myanmar Times*, 2017年1月17日

⁸ “ミャンマー、国営企業の民営化を加速”, *Malaysian Digest*, 2017年3月22日

⁹ “Yoma、ドイツのMetro Groupと食品流通プラットフォームの構築で合弁会社を設立”, *Business Times*, 2017年2月24日

2.6 ミャンマーにおける主要ディール

クロスボーダーM&Aはここ数年、高水準で推移しています。セクター別の主なディールは下記のとおりです。

石油・ガス

- 2012年1月 ミャンマーは18カ所の陸上鉱区にかかる石油・ガス入札を実施しました。50件前後の入札があり、最終的に8社がPTT、Petronas、EPIを含む10の石油・ガス田を獲得しました。
- 2014年3月 エネルギー省が20カ所のガス・石油の海上鉱区の採掘に係る落札企業を発表。その中にはRoyal Dutch Shell、米国を本拠とするConocoPhillips、フランスのTotalなど数社のグローバル企業が含まれていました。
- 2015年9月 Puma Energyは、ジェット燃料事業で国営企業のミャンマー石油製品公社(Myanmar Petroleum Products Enterprise)とパートナーシップを組みました。
- 2016年4月 中国国営商品取引会社の広東振戎能源有限公司(Guangdong Zhenrong Energy Co)は、エネルギー省を含む地元当事者と合弁で事業費30億米ドルの石油精製所を建設するための許可を政府から受けました。
- 2016年4月 Chevron Corpは、推定13億米ドル相当のミャンマーのガス田を売却する予定です。
- 2017年3月 英国のJames Fisher and SonsとミャンマーのRoyal Marine Technology Co Ltdは、漁業および石油・天然ガスセクターへの参入に向けた合弁会社設立のための覚書に調印しました。
- 2017年3月 中国石油ガス大手のPetroChinaとミャンマー政府は、PetroChinaがベンガル湾経由で石油を輸入してパイプラインで雲南省まで輸送し、日量26万バレルの精製所に供給するための協定に調印しました。

電力

- 2014年2月 Asiatech Energyは、Myanmar Lighting IPP Co. Ltd(MLC)によるモーラミャイン(Mawlamyine)郡での発電所建設を請け負いました。MLCは発電所を所有、運営し、送配電はミャンマー電力供給公社が担当します。完成すると、この230メガワットの発電所により、ミャンマー国民約500万人への電力供給が可能となります。
- 2015年12月 シンガポールのSembcorp Utilities Pte Ltdは、3億米ドルの天然ガス発電所への投資と開発に関してミャンマー電力省と覚書を締結しました。この225メガワットの独立発電所はマンダレー(Mandalay)のミンジャン(Myingyan)管区にあり、Sembcorpが80%の持分を、パートナーのMMID Utilitiesが残りの20%を所有します。

- 2016年3月 中国長江三峡集团公司(China Three Gorges Corporation)とミャンマー電力省は、国内デルタ地区に風力発電所を建設することで提携しました。このチャウンター(Chaungtha)風力発電プロジェクトの立地はエーヤワディ(Ayeyarwady)地区のチャウンターです。
- 2016年10月 廃棄物などをエネルギーに換える技術を提供している日本のJFEエンジニアリング株式会社は、ミャンマー政府との提携事業である発電容量700キロワットの発電所で2017年4月までに発電を開始すると発表しました。
- 2016年11月 テキサスを本拠とするエネルギー開発会社のQuasar Resourcesは、今後5年間でミャンマーの電力セクターに3億米ドルから4億米ドルを投資するとの意向を表明しました。
- 2016年12月 ACO Investment Groupの投資先企業でニューヨークに本社のあるConvalt Energyは、太陽光発電プラント2カ所の設置に4億8,000万米ドルを投資する計画について、ミャンマー投資委員会から許可を得ました。

製造業

- 2016年2月 日本で第2位の日産自動車は当面、パートナー企業であるシンガポールのTan Chong Motor Groupの既存工場を使ってミャンマーでコンパクトセダンのサニーを生産すると発表しました。その後は、バゴー(Bago)地区に従業員300人、フル稼働で年間1万台の生産能力を持つ新工場を建設し、生産を移行させる計画です。
- 2016年8月 富士フイルムはミャンマーでの製品販売とサービスを拡大するため、600万米ドルを投じてティラワ経済特区に施設を建設する予定です。
- 2016年10月 シンガポールのBluescope Lysaghtは、ミャンマー建設業界からの需要拡大に対応するため、640万米ドルを投じてティラワ経済特区に鉄鋼部品製造施設を建設すると発表しました。
- 2016年11月 日本の産業ガスメーカーである大陽日酸は、ガスの製造卸売を行うためミャンマーに1,129万米ドルを投資する許可を政府から取得しました。
- 2016年11月 米国を本拠地とする家庭・食品向けの金属包装メーカーであるBall Corporationの子会社は、4,500万米ドルで建設したミャンマーの施設の営業を開始しました。
- 2016年11月 タイのTOA Paintは、ミャンマーでの製造施設の建設に1,200万米ドルを投資するための許可を政府から取得しました。
- 2016年12月 自動車メーカーのFord、日産、Lisanはミャンマーに組立工場を建設し、2017年に販売を強化します。
- 2016年12月 ドイツを本拠地とする大手化学メーカーのBASFはミャンマーの建設業拡大を支えるため、2017年までにヤンゴンで製造工場の稼働を開始すると発表しました。
- 2017年1月 日産自動車と現地パートナーのTan Chong Motorは、約5,000万米ドルを投じて1万台の組立工場を建設する計画です。
- 2017年3月 シンガポールを本拠地とするSoilbuild Group傘下のSoilbuild Thilawa Co Ltdは、ミャンマーに鉄鋼製品の製造および卸売施設を建設するため1,390万米ドルを投資しました。

運輸

2015年1月

日本とシンガポールのコンソーシアムは、官民パートナーシップ(PPP)でハントワディ(Hanthawaddy)国際空港の第一期工事15億米ドルの設計・施工・管理を落札しました。日本の日揮株式会社とシンガポールのYongnam Holdings、Changi Airports Internationalから成るコンソーシアムは、民間航空局との包括協定に調印しました。2022年中のプロジェクト完了を見込んでいます。

2015年4月

ミャンマー国営鉄道(下ミャンマー)と鉄道運輸省は、ヤンゴン中央駅を改修する意向を表明し、そのための投資を呼びかけました。計画にはホテル、レストラン、映画館、会議場、オフィスの開発などが含まれており、プロジェクトの予算見込みは30億米ドルです。

2016年3月

Asian World Groupは、年間最大2,000万人の乗客受け入れを想定したヤンゴン空港の新国際ターミナルを開業させました。この新ターミナルは、6億3,300万米ドル規模の3段階拡張プロジェクトの第1フェーズに当たります。世界クラスのシンガポール・チャンギ空港を設計したシンガポールのCPG Corporationが設計企画段階で支援しました。

2016年5月

世界銀行の民間融資部門である国際金融公社(IFC)は、ミャンマーでオンラインの旅行予約とオンデマンドのライドヘイリング(相乗り)サービスを手掛けるOway Groupに300万米ドルのエクイティ出資を提案しました。シンガポールに登記しているOway Groupは、傘下のOwayTravel、OwayRide2社の運転資本、営業費用、IT開発を賄うため、デットおよびエクイティファイナンスによる総額1,000万米ドルの調達を模索していました。

2016年10月

ベトナムとミャンマーの合弁会社であるMyanmar Shipyard Dong A Ltdと、ミャンマーのGreat Sea Transport and Logistics Companyは、地元の需要を受けて30隻の船舶建造の覚書に調印しました。

2016年12月

日本のANAホールディングスは、2018年の国際線就航を目指すミャンマーの新興航空会社に出資しました。ANAの持分は49%、残りは現地企業が保有し、合わせて初期投資額は15万米ドルでした。

通信

2014年2月

カタールの通信事業者であるOoredooとノルウェーを本拠地とするTelenorは、ミャンマーの全国的なモバイルネットワークの営業許可を取得しました。

2014年7月

KDDIと住友商事は、ミャンマーの政府系通信事業者と提携し、今後10年間で約20億米ドルを投資してミャンマーの通信サービスを拡大すると発表しました。

2016年2月

Ooredoo Myanmarはネットワークを展開するため、アジア開発銀行と国際金融公社(IFC)から3億米ドルの資金を調達しました。

2016年5月	IFCは、シンガポールで設立され、ヤンゴンを本拠にミャンマーで事業を行っている独立系通信塔建設会社のIrrawaddy Green Towers Ltdに、デットおよびエクイティそれぞれで3,000万米ドルの投資(総額6,000万米ドル)を提案しました。
2016年5月	マレーシア企業でヤンゴンに支社を持つ通信塔インフラ会社であるOCK Groupは、ミャンマーに2億4,300万米ドルを投資すると発表しました。
2016年6月	米国政府の開発資金拠出機関である海外民間投資公社(OPIC)は、Apollo Towers Myanmar Limitedに対する2億5,000万米ドル融資の初回貸出を行いました。
2016年8月	SCI Electric Public Companyの子会社であるタイのSCI Meta Techは、ミャンマーの送電線と通信塔の製造合弁会社に2,050万米ドルを投資しました。
2016年10月	シンガポール上場のMyanmar Investcoは、自社の通信塔事業を香港のShining Star International Holdings Limitedに約1,270万米ドルで売却すると発表しました。
2016年11月	マレーシアの通信会社であるAxiataの完全子会社であるedotco Groupは、edotco Myanmarの持分12.5%を3,500万米ドルで追加取得しました。
2017年1月	ベトナム国防省が経営する通信会社のViettel Groupは、ミャンマーで第4、および最終となる携帯事業免許を取得した上で、地元パートナーとの合弁事業に20億米ドルを投資すると発表しました。

不動産および観光

2013年6月	ベトナムのHoang Anh Gia Lai Groupは、ミャンマーで4億4,000万米ドル相当の大規模プロジェクトの建設に着手しました。これは、ヤンゴンの中心部の一等地にホテルや賃貸オフィス、高級マンションを含む大型複合施設を建設するプロジェクトです。
2014年5月	ヤンゴンを象徴する建物だったTraders Hotelは、2年半の全面改裝を経て、Sule Shangri-La Yangonとして生まれ変わりました。
2015年5月	Keppel Group傘下の不動産会社であるKeppel Landは、8,000万米ドルをかけてSedona Hotel Yangonの客室棟を増築し、ミャンマーでのホテル事業を拡大しています。29階建て施設の増築で420室が加わり、収容能力は倍増します。新しい客室棟は2016年5月にオープンしました。
2015年6月	Shangri-La Groupは、ヤンゴン中心部に高級商業複合施設のSule Square Mall and Office towerの建設に着手し、2016年11月にオープンしました。
2015年12月	ミャンマー議会は、チャオピュー(Kyaukphyu)石油ガス経済特区(SEZ)プロジェクトの開始を承認しました。中国の国有複合企業大手の中国中信(CITIC)が85%を、ミャンマー政府が残りを保有します。140億米ドルの投資を必要とするチャオピュー経済特区はラカイン(Rakhine)州に位置し、深海港、工場、住宅複合施設を含みます。

- 2015年12月 Shwe Taung Groupは、ヤンゴン中心部で3億米ドル相当の複合施設「ジャンクションシティ」の開発プロジェクトに乗り出しました。設計はシンガポールのDP Architectsで、Pan Pacific Hotelsが運営する五つ星ホテルと、シンガポールのKeppel Landとの共同開発によるオフィス棟の他、ショッピングセンターとサービス付き集合住宅も含まれています。ジャンクションシティは2017年3月31日に正式に開業しました。
- 2016年4月 香港のFuture Group Co LtdとPyay Phyo Tun International Co Ltdは、1億5,000万米ドルを投資し、海の見える国際級のコンドミニアムとホテルをタニンダーリ(Tanintharyi)地区のビエイ(Myeik)で開発すると発表しました。
- 2016年6月 Starwood Hotels & Resorts Worldwide Incは、375室のSheraton Yangon Hotelの契約により、ミャンマー市場に参入しました。ホテルはタムウェ(Tamwe)郡にあり、スパ、三つのレストラン、プール、フィットネスセンターまで多彩な娯楽施設を備えます。
- 2016年8月 タイの工業団地開発業者のAmata Corpは、2020年までにミャンマーに進出すると発表しました。同社は、2020年の総売上高の約5%がミャンマーでの売上になると見込んでいます。
- 2016年10月 世界銀行の民間融資部門である国際金融公社(IFC)は、United International Group Ltdに対し、1,350万米ドルの株式転換ローンの契約を結びました。この資金により、同社はミャンマーの観光地にホテルを新設します。
- 2016年11月 香港のH&Co Real Estate Holdingsは、地元パートナーのMya Bay Development Companyと共に、ミャンマーの主要観光地を結ぶ高速道路沿いを開発するPlatinum Patheinプロジェクトに乗り出しました。投資額は推定2億米ドルで、155室の三つ星ホテルと複合商業施設、単身世帯用住宅棟が建設されます。
- 2016年12月 日本の株式会社スーパーホテルは、ヤンゴン上場のMyanmar Thilawa SEZ Holdings Public Ltdによるティラワ経済特区でのホテル建設の入札案件を落札しました。
- 2016年12月 ミャンマーの複合企業であるEden Groupは、1億3,000万米ドルを投じてミャンマーに2カ所の観光ホテルを建設するため、米国を本拠地とするホテル運営会社Hilton Worldwide Holdingsと提携しました。うち1カ所はマンダレー地区のバガン(Bagan)に、もう1カ所はシャン州のインレー(Inle)に建設されます。
- 2017年1月 ヤンゴン中心地にある複合施設のジャンクションシティは、2017年後半に五つ星のPan Pacific Hotelを開業すると発表しました。ジャンクションシティプロジェクトは、Shwe Taung Group、シンガポールのKeppel Land、Pan Pacific Hotel Groupとの共同開発で、総額3億米ドルの開発計画の第1フェーズはグレードAのオフィス、Pan Pacific Hotel、ショッピングセンターの建設となっています。
- 2017年2月 シンガポール上場のYoma Strategic Holdingsとヤンゴン上場のFirst Myanmar Investment Co Ltdが手掛ける7億1,800万米ドルの不動産開発プロジェクトであるYoma Centralが起工式を行いました。

農業、畜産、漁業

- 2016年2月 6,200万米ドルをかけた畜産・漁業中央卸売市場の建設がヤンゴンのインセイン(Insein)郡で始まりました。ミャンマー畜水産地域開発省と民間建設会社は、500の小売店を擁する64.54エーカーのプロジェクトを建設することで合意しました。
- 2016年2月 丸紅の日本本社がミャンマーのティラワ経済特区の肥料加工施設に1,850万米ドルを投資しました。
- 2016年3月 三井物産と東南アジアの化学品流通大手Behn Meyerの合弁会社であるBMM Venture(S)Pte Ltdは、地元パートナーのMyanmar Agribusiness Public Corporation(MAPCO)と共同でミャンマーに1,050万米ドルを投資します。両社は、肥料の製造、販売、輸入を手掛ける新会社のAgri First Co Ltd(AFC)を設立しました。
- 2016年9月 世界銀行の民間融資部門である国際金融公社(IFC)は、ミャンマーの作物保護プラントの開発についてMyanma Awba Groupに1,000万米ドルの資金供与を行いました。
- 2016年9月 オランダを本拠地とする世界的な畜産飼料会社De Heusは、ミャンマーの未開発の生産施設に1,000万ユーロを投資しました。工場は飼料の生産販売に特化します。
- 2016年11月 タイのCPP Fertilizer Co Ltdは、ミャンマーでの肥料の生産および卸売事業に1,050万米ドルを投資すると発表しました。
- 2016年11月 タイの肥料メーカーであるThai Central Chemical Public Co Ltd(TCCC)は、1,250万米ドルを投資してミャンマーで肥料の輸入、製造、および卸売を行うと発表しました。
- 2016年11月 一般食品、飼料、再生可能エネルギーセクター向けにソリューションと技術を提供しているBuhlerは、ミャンマーでの農業用機械のサービスと販売事業に520万米ドルを投資するための許認可を得ました。
- 2017年2月 日本のディーゼルエンジンメーカーであるヤンマーは、ミャンマーで農業分野のソリューションを提供するため、総合商社の三井物産とJV契約を締結しました。両社はこのプロジェクトに600万米ドルを投資する計画です。

食品・飲料、消費財、小売

- 2013年5月 International Beverages Trading Company Group(IBTC)は、メルセデスベンツ車とふそうトラックのショールームとサービスセンターを開設するため、シンガポールを本拠地とするJardine Cycle & Carriage(JC&C)と提携しました。
- 2014年3月 2014年3月、Swesenのレストラン第一号店がヤンゴンにオープンしました。
- 2015年7月 KFCはミャンマーでのレストランチェーン展開に関し、シンガポール上場企業でミャンマーを重視するYoma Strategic Holdingsと2014年10月に合意したと発表しました。一号店はボージョー・ウンサンロード(Bogyoke Aung San Road)にあります。

- 2015年8月 キリンホールディングス株式会社は、ミャンマー最大のビールメーカーであるMyanmar Brewery Ltd.の支配株式を5億6,000万米ドルで取得しました。
- 2015年12月 米国のプライベートエクイティ大手のTPG Capitalは、ミャンマーのアルコール飲料メーカーのMyanmar Distillery Companyの50%株式を取得しました。
- 2016年3月 Gloria Jean'sは、ミャンマー各都市でのフランチャイズ店展開を拡大すると発表しました。ヤンゴンでは、すでにミャンマープラザと新国際空港ターミナルの2カ所にコーヒー店をオープンしています。
- 2016年4月 ミャンマー政府は、ヤクルト本社による乳酸菌飲料製造卸売事業への投資を許可しました。製造工場は、ティラワ経済特区に2万800平米の敷地で新設される予定です。
- 2016年5月 Shwe Taung Groupは、シンガポールのBreadTalk Groupと提携して食品飲料分野へと事業を多角化しています。BreadTalkは、フランチャイズ契約を通じてミャンマー市場に参入する計画です。合意によると、Shwe Taung Group傘下のMyanmar Bakery Co LtdがBreadTalkのベーカリーチェーンのマスター フランチャイズとなり、ミャンマーでの同ブランドの開発と運営を行います。
- 2016年8月 イオン株式会社は、800万米ドルを出資してミャンマーでスーパーマーケットを運営するため、Creation Myanmar Group of Companies Limited(CMGC)と提携しました。新会社のAeon Orange Co Ltdは関連会社のHypermarket Asia Co Ltdを通じ、CMGCが運営する14のスーパーマーケットを買収すると発表しました。
- 2016年9月 投資会社のAnthem Asiaは、受賞歴のある地元レストランのRangoon Tea Houseに出資しました。
- 2016年11月 台湾のSheenHo International Creation Groupは、約13億MMKを投じて5年間で20店を開設する計画であるミャンマー企業のCreation Strength Co Ltdに対し、マスターフランチャイズを付与しました。
- 2016年12月 シンガポール上場で、かつミャンマーに焦点を当てた多角経営を行っているビジネスグループであるMyanmar Investco Limitedは、ヤンゴン国際空港の新ターミナルに小売店を出店する契約を結びました。
- 2017年2月 シンガポール上場のYoma Strategic Holdings Ltdは、世界的な食品卸売・小売企業であるドイツのMetro Groupと、ミャンマーでの総合的な卸売流通プラットフォームの構築に関して提携しました。

テクノロジー

2016年10月

シンガポールを本拠地とするBurst Networksは、ミャンマーのティラワ経済特区にデータセンターとネットワーク施設を建設するための認可を受けました。このプロジェクトのために1,200万米ドルを調達する計画です。

2016年10月

ベトナムのテクノロジー企業FPT Corporationの完全子会社であるFPT Myanmarは、国内決済サービスの改善を目指す10年スパンの国家プロジェクトについて、Myanmar Payment Unionと契約を締結しました。FPT Myanmarは、2018年までミャンマーに約5,000万米ドルを投資する意向を表明しました。

2016年11月

ベトナムを本拠地とし、企業向けの統合通信プラットフォームアプリを提供しているAntBuddyは、東南アジアでの事業拡大を念頭に、ミャンマー市場参入のためのパートナーシップ契約を結んだと発表しました。

2016年12月

シンガポールを本拠地とし、主にミャンマー市場で事業を展開しているレストラン向けモバイルベースのソリューションプロバイダーであるcode2LABは、Globalway Venturesからの50万米ドルの投資が予定どおり完了したと発表しました。

2016年12月

世界的な保険会社XL CatlinのベンチャーファンドであるXL Innovateは、アジアでの事業拡大を目指し、イスラエルを本拠地とし、不動産と保険版フィンテックの新興企業であるStonestepに400万米ドルのシリーズA投資を行いました。Stonestepは、アジア初のベンチャーはミャンマーで行うと述べました。

2017年2月

タイのフィンテック新興企業のT2Pは、ミャンマーの地元小売チェーンのCity Mart Holdings Co Ltdとパートナーシップ契約を結びました。

2017年3月

Grabは、ミャンマーでタクシー配車サービスの実証試験を開始しました。

2017年5月

Uberは認可タクシーサービスでミャンマーに参入しました。

銀行、金融

2014年10月

ミャンマーは外国銀行9行に営業許可を付与しました。許可を受けたのは、中国工商銀行(Industrial and Commercial Bank of China)、Australia and New Zealand Banking Group (ANZ)、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、タイのBangkok Bank、シンガポールのOCBCとUOB、およびマレーシアのMaybankです。

2016年3月

ミャンマー政府はアジアの銀行4行に営業許可を認め、同国で営業が認められた外国銀行は13行となりました。ベトナム投資開発銀行(BIDV)、State Bank of India、台湾の玉山銀行(Sun Commercial Bank)、韓国の新韓銀行(Shinhan Bank)が、営業許可予備免許を取得しました。

2016年10月

タイを本拠地とするオンライン決済会社で、Ascend Groupの子会社であるTrueMoneyは、ミャンマー全土で3,000の代理店網を備えたTrueMoney Myanmarと呼ばれる本国送金サービスを開始したと発表しました。このサービスはタイからミャンマーへの即時資金移転を可能にするもので、タイで働くミャンマー人労働者を対象としています。

2016年11月

ロンドンAIM市場に上場しているMyanmar Investment International(MIL)のマイクロファイナンス合弁会社であるMyanmar Finance International Limited(MFIL)は、自国での投資先を拡大するため、マレーシアのMaybankから100万米ドルの融資を受けました。

2016年11月

シンガポールを本拠地とする投資会社Hayman Capital Pte Ltd傘下の預金受入型マイクロファイナンス機関であるHayman Capital Co Ltdは、2017年に約400万米ドルの借入資本を調達し、ミャンマーでの事業を拡大すると発表しました。

2016年11月

Telenor、FMI、およびYoma Bankの合弁会社であるWave Moneyは、ミャンマーでモバイル金融サービスを開始しました。Wave Moneyは、ミャンマー中央銀行が発布した新規制の下で営業許可を受けた最初の企業です。

2017年3月

ミャンマーのモバイル決済会社Mypay Ltdは、送金のためのソーシャル&モバイル決済プラットフォームであるシンガポールのFastacashを買収しました。

その他

2015年5月

First Myanmar Investments Co Ltd(FMI)とインドネシアの複合企業Lippo Groupは、4億2,000万米ドルをかけてミャンマー全土で展開する医療合弁事業に正式に乗り出しました。この合弁会社は10年間で最大20病院の全国ネットワークを構築する計画で、まずは今後3年から5年で12病院を目指します。

2016年4月

オーストラリアを本拠地とするTiteline Valentis Limitedは、ミャンマーで探鉱、採掘サービスを提供するための投資2,670万米ドルについて政府から承認を受けました。

2016年12月

日本の建機レンタル会社の株式会社アクティオは、ミャンマーでの建機レンタル事業に700万米ドルを投資すると発表しました。

2017年2月

オーストラリアを本拠地とするTYTC Servicesは、1,629万米ドルを投じてヤンゴンに廃棄物の収集輸送システムを構築すると発表しました。

2017年2月

カイン(Kayin)州ズウェカビン山(Zwekabin Mountain)で予定されるミャンマー初のケーブルカーは、1,200万米ドルの投資額で建設が始まりました。Zwekabin Myay Development CompanyとChit Lin Myaing Toyota Companyがこのプロジェクトの契約に調印しました。



チャオピュー経済特区(Kyaukphyu SEZ)



- 位置:ヤンゴンの北西約400km
- 州・地区:ラカイン州
- 郡:チャオピュー
- プロジェクト面積:120平方km

ティラワ経済特区(Thilawa SEZ)



- 位置:ヤンゴンの南約25km、ヤンゴン川沿い
- 州・地区:ヤンゴン地区
- 郡:タンリーン(Thanlyin)／チャウターン(Kyauktan)
- プロジェクト面積:250平方km

ダウェー経済特区(Dawei SEZ)



- 位置:ヤンゴンの南約614.3km
- 州・地区:タニンダーリ地区
- 郡:ダウェー(Dawei)
- プロジェクト面積:250平方km

2.7 経済特区(SEZ)

経済特区(SEZ)の開発は引き続き外国人投資家の関心を集めています。現在、三つの経済特区があります。

- ティラワ経済特区は、ヤンゴン市近郊のヤンゴン川沿いに位置するミャンマー最初の経済特区です。三菱商事、丸紅、住友商事の3社による合弁企業とJICA(国際協力機構)の日本勢が49%出資し、残りをミャンマー政府(10%)と地元企業(41%)の官民パートナーシップが出資して2013年10月、2,400ヘクタールの特区が開発されました。先行開発エリアであるゾーンAは2015年9月23日に開業され、そのFDI総額は10億米ドルとなっています。さらに、ゾーンBの建設も始まっており、2018年半ばまでに竣工する見通しです¹⁰

- タニンダーリ地区のダウェー経済特区プロジェクトは、再開とスピードアップを図るため2017年3月に上位の委員会とタスクフォースが設置されました。この特区では、27平方キロの第1フェーズについて2010年から8年以内に9件のプロジェクトを完了する契約をThe Italian-Thai Development(ITD)が獲得していましたが、ITDは資金難から2013年に工事を中断しました。プロジェクトは近く再開される見込みです¹¹

- 2015年12月、ミャンマー議会は、ラカイン州のチャオピュー経済特区プロジェクトを承認しました。中国の複合企業CITICがプロジェクトの85%を所有します。プロジェクトは深海港、工場、住宅複合施設などから成る予定で、環境影響評価や用地買収にかかる諸問題に対応するため、チャオピューSEZ管理委員会が設置されました¹²

¹⁰ “ティラワはゾーンBへと拡張”, Myanmar Times, 2017年3月2日

¹¹ “2車線高速道路がタイとダウェー経済特区を結ぶ”, Myanmar Times, 2017年3月22日

¹² “チャオピュー経済特区への責任ある投資”, Myanmar Times, 2017年2月23日

3. ミャンマーのインフラ

3.1 ミャンマーのインフラ事情

2016年に発足した新政権は、インフラを最優先課題の一つに掲げています。100日計画の一環として、各インフラ分野を所管している関係省庁は、赤字の解消と並んで老朽化したインフラの改修を最優先に取り組んでいます。例えば、建設省は現在、既存および将来の全ての開発が安全性と品質を確実に満たすよう、ミャンマー国家建築基準の策定を進めています。

また、電力省とエネルギー省の合併により、ミャンマーで最も強力かつ影響力のある省の一つとして、電力部門を管轄する電力・エネルギー省が誕生しました。ミャンマー政府は世界銀行と国連の支援を受け、2030年までに国内全世帯に電力を供給する電化率100%計画を策定しました。

運輸通信省も、地域間の連結性と通勤・通学の改善を視野に入れ、まずは既存交通インフラの改修に向けた多くの施策を実施してきました。また、同省はJICAと連携してミャンマー全国運輸マスターplanを策定しました。インフラ開発を重視する政府のビジョンとそれを支える国際機関の支援が重なり、今後もインフラセクターの開発に必要な後押しが行われるとみられます。

世界経済フォーラムの競争力ランキング(2015年～2016年)

国	順位 (144カ国中)	スコア (7が最高)
ミャンマー	134	2.1
ベトナム	76	3.8
フィリピン	90	3.4
インドネシア	62	4.2
インド	81	3.7
中国	39	4.7
マレーシア	24	5.5
シンガポール	2	6.5



ミャンマーは、世界経済フォーラムが作成した2015年から2016年の世界競争力レポートでは全140カ国中134位、「アジアの新興・途上国」区分では最下位となっています。ミャンマーのリーダーたちは過去、現在において、特にインフラセクターにおいて外国の資本と専門技術を呼び込むため、事業環境の整備に力を入れてきました。

実際に、ミャンマーでは、以下に挙げられるような全てのセクターにおいて多額のインフラ投資が必要になっています。

- ・電力（水力発電、再生可能エネルギー、火力発電）
- ・運輸交通（道路、鉄道、港湾、空港）
- ・通信（通信塔、光ファイバー通信）
- ・都市インフラ（上下水道・廃棄物処理）
- ・経済特区（ティラワ、ダウェー、チャオピュー）

政府のインフラ優先事項

国民民主連盟(NLD)は2015年11月の総選挙で歴史的勝利を収め、2016年3月に正式に政権の座につきました。新政権ではNLD党首のウンサン・スーチー氏が国家顧問に、ティン・ショウウ(Htin Kyaw)氏が大統領に就任し、大規模な省庁再編を実施してそれまでの36省を22省に削減しました。また、多くの省庁では、新大臣の就任直後に開発目標と新たな重点政策分野を盛り込んだ100日計画を発表しました。

建設省

建設省は低価格住宅の建設施策を掲げており、首都ネピドー(Nay Pyi Taw)で低価格住宅プロジェクトを実施する計画があります。また、ミャンマー国家建築基準(MNBC)の公表準備を進めている他、国連ハビタット(国連人間居住計画)と連携した建築基準法の策定を進めています。

運輸通信省

公共交通

公共交通の改善に向け、運輸通信省(MOTC)高速道路局では、既存の一般道路と高速道路の機能向上・改修を実施するとともに、302カ所の料金徴収所のうち161カ所を廃止し、市民の交通費の負担を減らす計画をしています。また、信号機の改良や全国の橋梁の改修を予定しています。

航空輸送

運輸通信省は、ミャンマー国営航空が、航空機メーカーの監督の下、ATR社製航空機30機の保守・修繕プログラムを開始すると発表しました。

海上輸送

運輸通信省は、市民がミャンマーの河川を安全かつ計画的に航行するよう啓蒙するワークショップを開催する予定です。また、土砂の堆積や汚染が進んでいる38の海上ルートの維持管

理を始めるとともに、世界銀行の支援を受けて内陸港を整備します。

陸上輸送

運輸通信省は、道路での安全と規制に関する50の市民向けワークショップを開催しました。また、電気自動車の免許証の発行を開始する予定です。

通信

国全体の通信容量の拡大を目指し、運輸通信省は、人工衛星サービスの利用料金低減とブロードバンド利用向けの2,600Mhzチャンネルの開発を図るため、Intelsatと契約を締結しました。また、モバイル運用センターの開設、および地下配線用光ファイバーと送電線敷設の刷新を行い、携帯電話利用者のサービス改善を図ろうとしています。

電力・エネルギー省

電力供給

電力・エネルギー省の重点課題は、最小限のロスで効果的に電力を供給することです。同省電力局は、ヤンゴン管区の四つの県に150の変圧器(11から6.6kv、400から200KVA)と関連配電線を敷設して、これを実現する計画とっています。

クリーンエネルギー

同省エネルギー局は、液化石油ガスの輸入、保存、販売のための5種類の営業許可を民間企業13社に認め、薪利潤を減らすことで環境汚染と森林伐採の問題を改善しようとしています。また、ヤンゴン管区の市内バス向け圧縮天然ガスの供給強化を目指しています。

燃料価格

同省エネルギー局は今後、燃料価格の低減に取り組み、11都市で航空燃料の流通を開始するとともに、公共バスの圧縮天然ガス燃料の容量を480リットルから600リットルに増やす計画をしています。

工業省

新工場の建設

工業省(MOI)は新たに工場を建設し、短期的に雇用機会を拡大しながら、長期的にミャンマーの工業部門を発展させようとしています。

これらの工場の一つが適正製造規範(GMP; Good Manufacturing Practice)を満たすヘビ咬傷解毒剤の製造工場で、年間8万本近い解毒剤の生産を予定しています。また、工業省では、自動倉庫システム(AS/RS; Automated Storage and Retrieval System)を備え、適正保管規範(Good Storage Practice)の基準を満たす医薬品保管倉庫の開発計画を立てています。さらに、建設・運営・移転(BOT)方式で日産5,000トンのセメント工場を建設する計画もあります。

中小企業支援

国内の中小企業の発展を支援するため、工業省では地元と国際機関、専門家を交えて知見の共有や技術支援を始める予定です。

技能研修

工業省は、農村住民向けモバイル教育を開始し、国家技能標準局(National Skill Standard Authority)を創設する他、マーケットリサーチおよびサービスのオープンコースを提供する民間の試験センターの設置を計画しています。

エネルギー効率

工業省は、ASEAN(東南アジア諸国連合)のエネルギー効率・保全に関するサブセクター・ネットワーク(EEC&SSN)の年次総会を主催します。地域諸国と共同で運営し、エネルギー管理講座を開催し、環境保護のため、産業廃棄物による影響をモニタリングしたいと考えています。

3.2 各セクターの見通しと事業機会

電力

ミャンマーのエネルギー資源は豊富で、水力発電と天然ガス利用の火力発電を主な電力源としています。発電設備容量は2010年度の3,413MW(メガワット)から2015年度に5,235MWに拡大しました。発電設備容量は毎年90MW前後増加していますが、電力需要の増加は毎年400MWから800MWとこれをはるかに上回っています。

電力省とエネルギー省の統合により、ミャンマーで最も強力かつ影響力の大きい省庁の一つが誕生しています。

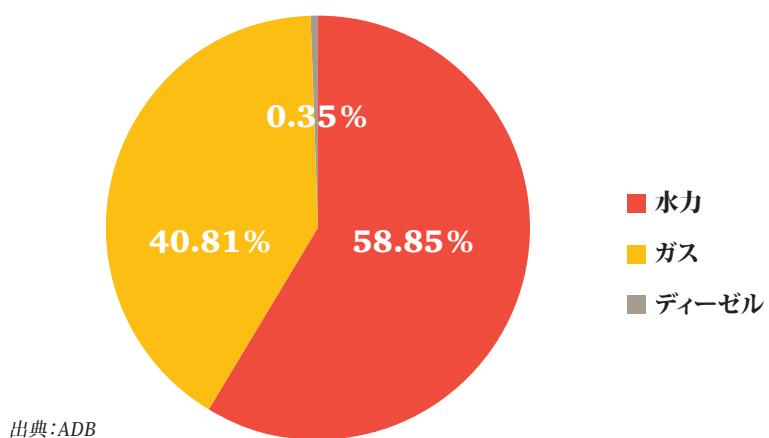
合併後の電力・エネルギー省(MOEE)は、電力セクターおよび、探査、採掘、生産、陸上パイプライン網、天然ガス抽出を含む石油・ガス市場のあらゆる領域を担当しています。

電力消費

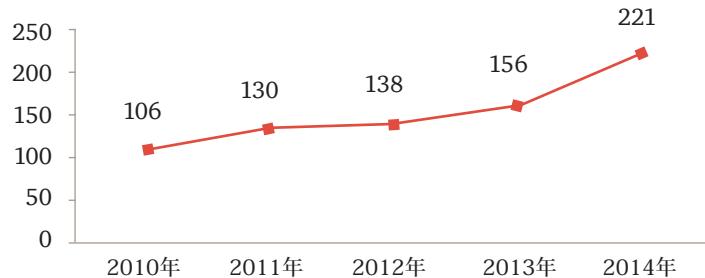
ミャンマーの国民一人当たりの電力消費量は、2015年度に263kWh(キロワット時)と世界平均の3,000kWhを大幅に下回っています。また、ミャンマーの電化率は2015年度でわずか34%と極めて低い数字となっていますが、電力需要は毎年15%増加しています。

この問題に対応するため、政府は世界銀行と国連の支援を得て国家電化計画(National Electrification Plan)を策定しました。これは電化率を2020年までに50%、2025年までに75%、2030年に100%とする計画です。現在の既設・稼働発電能力は26の水力発電所、27のガス火力発電所、2カ所の石炭火力発電所で構成されており、100%電化を達成するには推定50件から100件の電力開発プロジェクトが必要となります。

ミャンマーの主な電力源(GWh, 2016年)



ミャンマーにおける一人当たりの電力消費量



発電

ミャンマーは従来、水力発電とガス火力発電に重点を置いてきました。政府は2016年に決定したエネルギー基本計画の中で、エネルギー構成における石炭と太陽光の比率を引き上げるとしています。石炭が総発電量に占める割合を、2015年の1.6%から2030年は29.5%に、また太陽光の割合については同0%から5%に引き上げる予定です。

電力・エネルギー省の報告によると、水力発電の発電量は現在、26の稼働発電所で9,399GWh(ギガワット時)となっています。しかし、乾季には水力発電所の稼働率が容量の30%から35%程度にとどまります。水力発電の潜在的な年間発電量は推定10万8,000MWで、太陽光は5万1,973TWh(テラワット時)、風力は4,032MWとなっています。

ミャンマーは、発電設備容量を4,714MWから2031年までに2万9,000MW以上に増やす計画としています。電力・エネルギー省の2016年報告によると、この取り組みの一環として現在、81の電源開発計画が進行中です。これらは地元企業や外国企業との官民パートナーシップ、国際援助や国際金融機関からの低利融資によって行われます。

81のプロジェクトのうち、7件がJV契約(水力6件、ガスタービン1件)、28件がMOA(合意覚書)(水力12件、風力1件、太陽光2件、ガスタービン8件、石炭5件)に基づいている他、46件がMOU(了解覚書)(水力26件、風力4件、太陽光3件、ガスタービン6件、石炭7件)の段階にあります。同省ではまた、上記以外に計2,931MWの設備容量となる8カ所のコンバインドサイクル発電所の建設を目指しています。

これらのプロジェクトによる発電設備容量の増加で、人口当たりの電力消費は2020年までに493kWh、2025年までに854kWhに増えると予想されています。

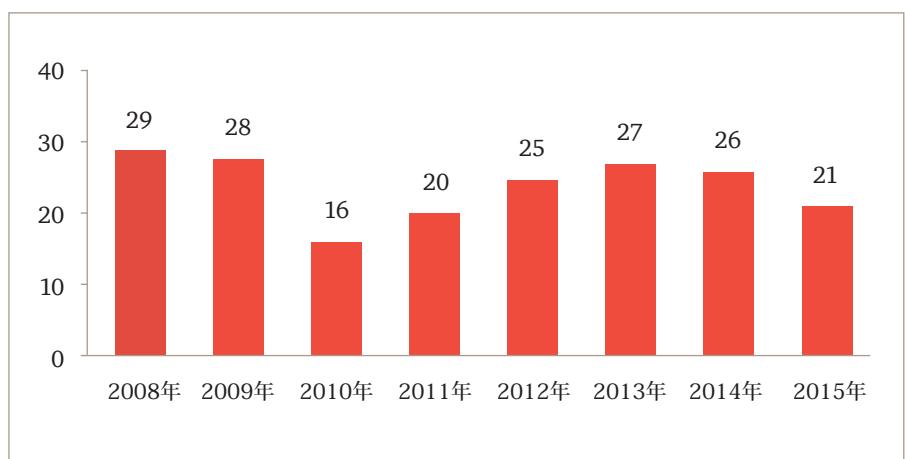
また同省は、電力セクターへの国内外の投資と参入を促進するため、電力法の見直しを進めています。新電力法では、管区・州政府に小規模プロジェクト(10MWまで)と中規模プロジェクト(30MWまで)の実施権限が付与される予定です。

予想される電力供給量の増加により、ミャンマー政府は新設発電所に必要な燃料を確保する必要があります。そのため、石油ガス公社(MOGE)は、輸入への依存を極力減らしながら発電所向けに十分な燃料を供給できるよう取り組んでいます。

また、政府は、送配電系統の老朽化による送電損失を削減することに尽力しています。

ミャンマーの送電損失率は年によつて変動はあるものの、平均すると総発電量の5分の1近くが失われています。電力・エネルギー省の副大臣は、同省が2015年度に送電損失率を21%に低下させることができたとしています。

ミャンマーの送電損失率(%)



運輸

ミャンマーは地理的に、南アジア、東南アジア、中国を結ぶ要衝の地として発展し得る有利な地理的条件を備えています。しかし、独立してから50年以上も経済が停滞し、交通インフラへの投資は不十分でした。一度は効果的に整備された交通インフラ網の状態は悪化しており、大規模な改修と新規整備が必要となっています。

2016年、アジア開発銀行(ADB)は、ミャンマーの交通網を改善するには2030年までに450億米ドルから600億米ドルのインフラ整備投資が必要になると推計しました。ミャンマー政府は、インフラ不足の解消に向けて、より徹底した交通網整備戦略の採用に加え、既存の交通インフラ資産の改修にも取り組む必要があります。これらのインフラ改善には多額の投資が必要であり、開発には時間もかかるとADBは指摘しています。

世界銀行が発表した2016年の物流パフォーマンス指標(LPI)によると、ミャンマーは調査対象160カ国中113位と、2015年の145位から順位を上げました。同国のインフラ整備のニーズは大きく、交通セクターへの外国投資の機会は膨大にあるといえます。

現在、JICAとのパートナーシップにより、全国物流戦略の策定が進んでいます。26兆7,000億MMK(217億米ドル)の予算を計上した国家運輸開発計画は、関係各省庁を結集し、あらゆる主要交通手段を対象に、効率的、近代的、安全、かつ環境に配慮した整合性のある交通システムを推進するものです。

ミャンマーは、その有利な地理的条件の効果的な活用が実現すれば、アジアにおける交通・物流の主要ハブとして成長できる可能性を有しています。

バス

2017年1月、新しいヤンゴン地区政府はヤンゴンバスサービス(YBS)を開始しました。旧来のサービスは廃止され、路線の統合や運賃体系の見直しが行われました。新システムではそれまでの300超のバス路線を縮小し、79路線で運行しています。地区政府は近い将来、約4,500台のバスの運行を実現する予定です。

ミャンマー交通セクターにおける主な課題

縦割りで連携不足、かつ重複した
管理体制

総合的なサービスとセクター管理に
対する政策の欠如

組織および職員の抜本的能力強化の
必要性

国営交通事業の業績不振

交通インフラ整備の投資先を選定
するための明確なアプローチの欠如

交通プロジェクトの実施加速に向けた
調達および規制枠組み改善の必要性

道路

ミャンマーは67万平方キロメートル超の国土面積を持つ、大メコン圏(GMS)最大の国ですが、近隣諸国に比べて道路網の整備が遅れています。ミャンマーの道路密度は1,000人当たり約2キロメートルですが、ASEAN諸国の平均は同11キロメートルです。ミャンマーでは、通年使用可能な道路がない農村に約2,000万人が暮らしています。

経済発展に伴い、交通インフラの連結性向上と道路インフラの整備が必要となっています。日・ASEAN交通連携(AJTP)によると、ミャンマーの道路総延長は2004年の9万700キロから2015年には11万6,398キロに拡大しました。

政府は、各地の連結性や地域経済との交通の接続性を高めるため、インフラ整備を喫緊の優先課題としています。

2016年6月、建設省が実施した大メコン圏の道路2区間の建設に関する入札において、中国路橋工程有限責任公司(CRBC)が落札しました。この道路はミャンマーとタイを結ぶ経済ベルト地帯にあり、ミャンマー東部の経済発展を促進するとみられます。プロジェクトの資金はADBが拠出し、総事業費は6億米ドルから7億米ドルの予定となっています。

主要高速道路についても、ミャンマー国内の接続性を高めるため、遠隔地域へと拡張されています。また、82の道路(約4,590キロ)については民営化が計画されています。現在、ミャンマーと近隣諸国(中国、インド、タイ)を結ぶ国境を超える道路は少なく、状態も良いとはいえません。

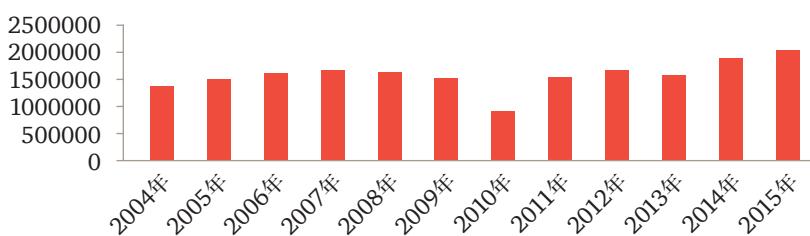
空港

ミャンマーの物流と観光セクターの発展のため、主要都市の空港は拡張および機能の向上が行われる予定です。年間の国際旅客数は2010年から2015年10月までの期間に100万人から300万人へと大幅に増加しました。この旅客数の急増に、空港その他の関連インフラの整備が追いついていない状況です。

民間航空局(DCA)は2013年、国際旅客の収容能力拡大と既存施設の機能向上に向け、国内69の空港のうち少なくとも30空港を民営化すると発表しました。2016年12月には、ヤンゴン国際空港の第3ターミナルがオープンしました。これは2013年に策定された空港基本開発計画の一環であり、官民パートナーシップ方式によりアジアアワードの企業連合が請け負いました。この拡張により、同空港は年間最大2,000万人の乗客を受け入れることが可能になります。

2014年度に、三菱商事を中心とする企業連合がマンダレー国際空港の運営などに係る30年間のコンセッション契約を締結しました。一方、ヤンゴンのハンタワディ新国際空港については、日揮株式会社、シンガポールのChangi Airport Planners and Engineers、Yongnam Holdingsの企業連合が建設・所有・運営(BOO)方式の契約を落札しました。

航空旅客総数(年度)



出典:世界銀行



港湾

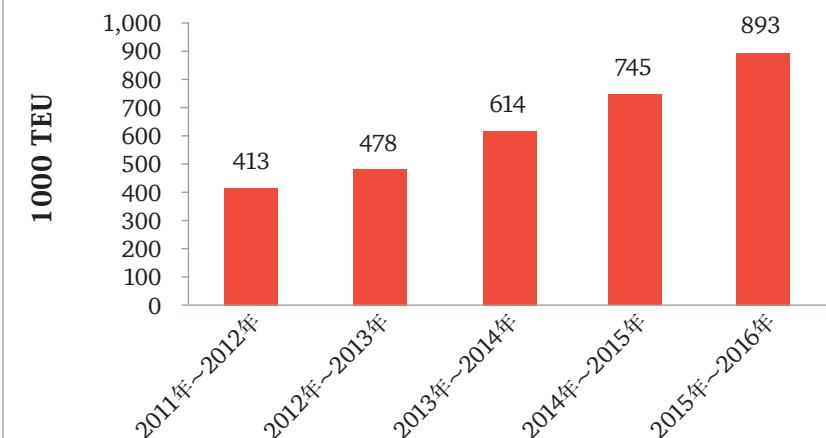
ミャンマーには現在、主に海上・沿岸貿易を行う計9つの港があります。河川港のヤンゴン港は、ミャンマー第一級の港です。ヤンゴン河岸にあるこの港は、輸出入される海運貨物の約90%を扱っており、ミャンマーの経済発展に極めて重要な役割を果たしています。それ以外の港の多くは開発立地が提案されたばかりで、今は最小限の運営による小規模な構造物があるだけです。これらは主に海外貿易貨物より沿岸貿易貨物を取り扱っており、例えば2011年の場合、モーラミャインとダウェーでは港湾の貨物取扱量の90%以上が沿岸貿易でした。同じくシットウェ(Sittwe)とサンドウェ(Thandwe)でも取扱貨物の80%以上が沿岸貿易でした。ビエイやチャオピューなどは、それぞれ近隣諸国への海砂輸出、近隣電力プロジェクトへの石炭輸入という特別な理由から沿岸貿易貨物に対する外国貿易貨物の比率が高くなっていますが、こうした例はご

くわずかです。通常、ヤンゴン港への輸入品はこれらの地域港に輸送され、また地域港からの輸出品はヤンゴン港に輸送されます。

国際貿易の拡大を背景に、ミャンマーのコンテナ取扱量は2011年度の41万3,000TEU(20フィートコンテナ換算個数)から2015年度には89万3,000TEUに倍増しました。ミャンマー経済が外資に開放され、製造業が発展するに従い、取扱貨物の総量はさらに増えると予想されます。

ミャンマー政府は、チャオピューとダウェーの深海港開発により港湾能力を増強する計画をしています。チャオピュー港の開発により、インド洋から中国東部沿岸までの輸送距離が約5,000キロ短縮される予定です。またダウェーの開発により周辺地域がミャンマー最大の、そして東南アジア最大の産業・貿易圏に変貌するとみられています。

コンテナ取扱量



鉄道

ミャンマーの鉄道セクターは現在、ミャンマー国鉄が独占的に運営しています。この10年間で鉄道網は大幅に拡張され、複線の総延長は年平均4.6%伸びていますが、鉄道路線の多くはまだ単線です。2015年現在のミャンマーの鉄道総延長は6,072キロメートルです。

車両とインフラの老朽化で遅延と脱線が頻発しているため、政府は鉄道網の改善に強い意欲を示しています。この数年、鉄道当局は、国内外の事業者に対し、鉄道関連プロジェクトへの入札を積極的に呼びかけています。ヤンゴン郊外鉄道と市内環状線の民営化提案は、建設・運営・移転(BOT)方式に基づく鉄道の運営モデルを目指す政府の取り組みの一環です。

現在、ミャンマー人口の70%が地方に住んでおり、内陸部の農村とヤンゴンやマンダレーなどの都市部を結ぶ効率的な交通網整備への需要が高まっています。都市人口の増加に伴い、今後もこの需要は高まることが予想されます。都市中心部に効率的にアクセスできるようにするための都市計画に重点を置くことが、ミャンマー政府にとってますます重要になっています。

2017年ミャンマー・インフラストラクチャー・サミットによると、ヤンゴンの鉄道旅客数は2040年に600万人に達すると予想されています。この人口増加の需要に対応するため、政府はヤンゴンの既存3路線(122キロメートル)の拡充と大量高速輸送機関(MRT)5路線(232キロメートル)の新設により、350キロの鉄道網を整備する計画です。

ミャンマー国鉄については、既存路線の近代化、改修の他、新型車両の購入を含む10件のプロジェクトが進行中です。

ミャンマー鉄道総延長



通信

ミャンマーの通信セクターはこの数年、力強い成長を見せていました。携帯電話の普及率は、2012年初めのわずか7%から2016年半ばには90%に達しました。

2013年、ミャンマー政府は通信セクターを外資に開放し、四つの通信事業免許のうち2枠を入札により外國投資家に認めました。落札したのはノルウェーのTelenorとカタールのOoredooで、両社は2014年にサービスを開始しました。2016年5月までにMPT(国営郵便電気通信公社)、Telenor、Ooredooが販売したSIMカードは4,372万枚に達し、数年前のわずか100万枚からの驚異的な増加となりました。

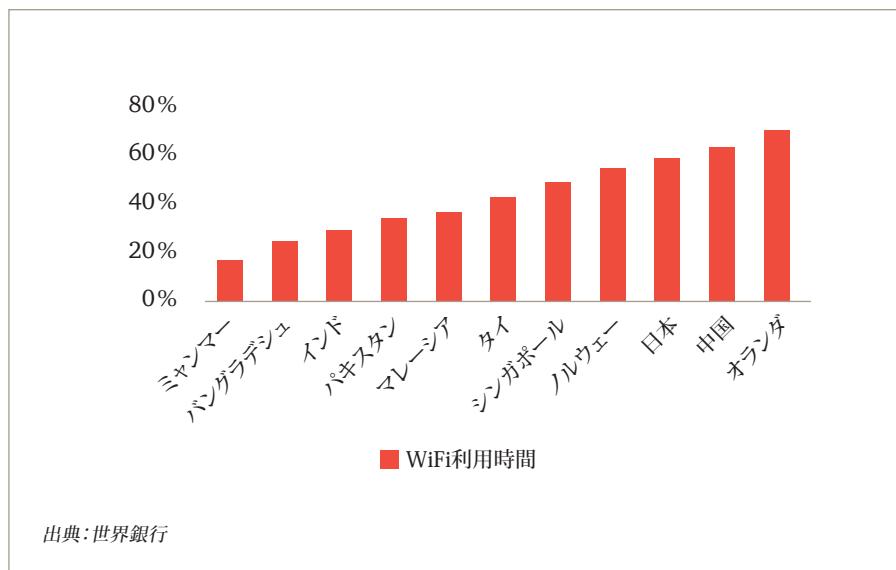
Oxford Business Groupによると、2017年初めの契約者数は、MPTが2,100万人でトップを走り、2位が1,800万人のTelenor、3位が900万人のOoredooとなっています。

携帯電話の受信可能地域の広がりとインターネットサービスへのアクセス拡大は経済成長を押し上げ、通信セクターへの外国投資を増加させるとみられます。2017年2月現在、海外直接投資額700億米ドルのうち、ほぼ12%に当たる80億米ドル超が交通と通信セクターに投資されています。

人工衛星の開発については、運輸通信省(MOTC)が無線通信網を拡大するとともに地元コミュニティにより手ごろな通信手段を提供するため、Intelsatの2基の衛星を使用することで2016年半ばに同社と契約を交わしました。KBZ Groupの子会社で、ミャンマーVSATサービス運営会社のKBZ Gatewayも、Asia Satellite Telecommunication(Asia Sat)およびHughes Network systemsとの間で高速ブロードバンドサービスの提供に関する契約を結びました。ヒューズは他にも、衛星ブロードバンドによるインターネットアクセスの拡大に関して地元企業のSoutheastasianet Technologies Myanmar(SEANET)と契約を締結しました。

また、ミャンマーでは2016年に光ファイバー網が3万1,000キロに達しました。海底ケーブルを敷設してアジア、アフリカ、欧州を結ぶ「AAE-1」計画、および東南アジア、中東、西欧を結ぶ「SEA-ME-WE5」計画との連結がングウェ・サウン(Ngwe Saung)海岸で始まっています。

WiFi利用時間(2016年8月)



2016年3月、ハノイを本拠地とするViettelがミャンマーで3番目の認可通信事業者になりました。データ需要の高まりを背景に、MPT、Ooredoo、Telenorの大手携帯電話3社は2016年から4Gモバイルデータ接続の提供を開始しました。

国内のモバイル通信範囲も拡大しており、対象エリアは2014年の12%から2017年には70%に、2020年には95%になる見通しです。現行計画に基づくと、モバイル通信塔は2014年の約2,000基から、2017年までに1万7,300基に増えると予想されます。

都市インフラ

ミャンマーの都市人口の割合は約34%です。最大の都市はヤンゴン(人口520万人)で、続いてマンダレー(同140万人)、モーラミャイン(同60万人)となっています。人口10万人を超える都市は31にとどまります。

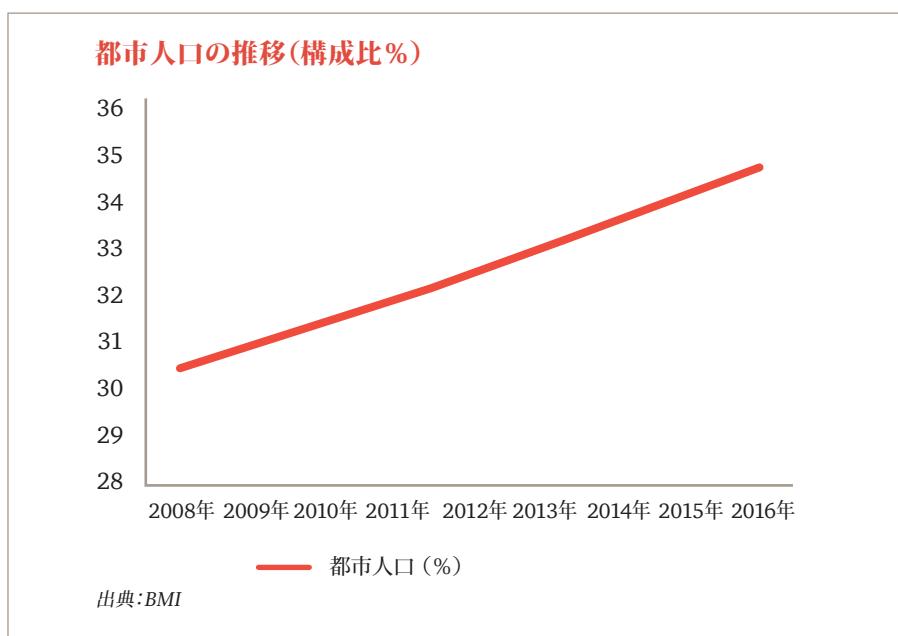
ミャンマーの人口は2016年の5,400万人から、2040年には6,300万人に増えると予想されています。

増加する都市人口のニーズを満たすため、建設省は2040年までにヤンゴン、マンダレーなど主要都市の都市開発計画を実行する予定です。

ミャンマーの都市計画は限定的で、都市インフラやサービスも不十分です。土地管理や環境保護、水資源管理、地方分権、住宅開発、都市計画・都市開発に関する政策と法律の整備も遅れています。また、中央省庁内の調整不足に加え、中央政府、管区・州政府、地方自治体の役割や責任分担も明確になっていません。さらに、国の開発計画と国土形成計画、セクターごとの基本計画の間の調整不足が事態を悪化させています。

市や町の都市行政サービスは許容範囲以下のことが多く、例えば、基本的に水道管による水供給がなく、機能的な排水や下水システムもありません。廃棄物収集システムがないことも問題です。

ミャンマーは、国の経済成長のけん引役として都市部を活用しようとしています。都市部への投資の増加は、新しいインフラの開発だけではなく、既存インフラを効率的に活用することも目指しています。



水供給

ミャンマーの都市部では、人口の大部分が水道サービスを受けていません。難民の定住先や無許可居住区にも水道供給網はなく、給水時間もまちまちです。そのため、多くの都市住民は無許可の井戸からの給水に頼っています。水質は、世界保健機関(WHO)が定める飲料水の基準を満たしていないことが多く、家庭で使用する前に貯水池の水を浄化する必要性が高まっています。

さらに悪いことに、ミャンマーの政府機関や水道関係企業には世界の開発状況やベストプラクティスを知る機会がほとんどありません。こうした問題が重なり、都市部の水道事情は劣悪なものとなっています。

2016年12月、議会の委員会は、効果的な水資源管理に向けた国の法律を制定するため、新たな水関連法を呼びかけました。1カ月後、ミャンマー側はJICAとの間で、5件のインフラ開発案件に計8億2,400万米ドルの資金供与を受ける覚書を締結しました。これには、ヤンゴン西部のコッコア(Kokkowa)に浄水場などを新設し、ヤンゴン中心部のビジネス街に水を供給する2億1,900万米ドル規模のヤンゴン管区上水整備事業が含まれています。

下水処理

多くの都市部地域には下水処理設備と排水網がありません。無許可居住区では主に簡易トイレに頼っていますが、これにより環境が汚染され、公衆衛生に深刻なリスクを及ぼしています。国内の汚水の回収と処理は不十分で、廃棄物は周辺に捨てられ、最終的にふたのない排水溝に流れ込んで汚水だまりができ、蚊の繁殖や水系感染症を引き起こしています。

都市部における貧弱な基幹インフラの影響は、ミャンマーにおける健康と貧困に関する各種指標の低さとして表れています。ADBの報告書によると、ミャンマーの5歳未満の子どもの死亡率は2010年で1,000人当たり66人とASEAN地域で最も深刻であり、死因は主に下痢などの水系感染症です。また、都市部は暴風雨の際の十分な排水溝がなく、そのためモンスーンの季節には洪水が起こります。これにより生産性が低下し、経済成長にも影響しています。

2016年8月、ヤンゴンのマウン・マウン・ソー(Maung Maung Soe)市長は、ヤンゴン市がドイツと日本から金融支援と技術援助を受け、全域の下水処理システムの刷新計画に乗り出すと発表しました。

廃棄物処理

一部の都市には廃棄物の回収処理システムがあるものの非効率であり、廃棄物処理の仕組みがほとんど存在していないため、汚染と不衛生状態を引き起こしています。ミャンマー政府は地区への職務の分権化を進めている他、州政府も開発パートナーと協力して改善を図ろうとしています。

国際機関からの支援

国連ハビタットは、ミャンマーの都市計画管理の能力開発を支援するため、ヤンゴンに都市研究開発協会(URDI)を設立しました。また、フランス開発庁もマンダレー管区の都市インフラの事業化調査を支援しています。他にも都市化の課題に対応するため、次のような取り組みが行われています。

- JICAはヤンゴンの都市インフラについて基本計画の策定と事業化調査を実施しました
- ユニセフはJICAおよび世界銀行と連携して水と衛生に関する調査を開始しており、調査終了後に水利用や衛生サービスなど、水セクターの課題に関する最新情報が公表される予定です

3.3 経済特区(SEZ)

政府は外国投資の促進、貿易の拡大、インフラ整備を進め、経済特区周辺に新規雇用と技能開発の機会を創出しようとしています。最近の民主化と経済改革により、輸出課税の廃止や輸入課税の引き下げ、海外直接投資規制の緩和が実施され、ミャンマーの経済成長は現在加速しています。

経済特区の主な魅力は次のような優遇措置です。

- ゾーンに応じた5年から7年の法人税の免除
- その後、5年間は法人税額を50%減額
- 土地賃借権は最長75年(当初50年で上限25年の延長が可能)

現在、ミャンマーではダウェー、ティラワ、チャオピューの3ヵ所の主要経済特区の開発が進んでいます。経済特区は、ハイテク製品の製造業や農業関連産業、畜産・水産関連産業などを対象としています。

2016年8月、ティン・ショウ大統領は新たに経済特区中央管理委員会と中央作業委員会を設置しました。ミャンマー政府は、投資家に対する唯一の管理機関として持続的な実施と運営ができるよう、各経済特区の管理委員会の仕組み作りを行いました。各管理委員会は「ワンストップサービス」センターを設置し、投資家に対して必要なあらゆる管理サービスを提供しています。

政府は、経済特区の開発に伴い立ち退きを余儀なくされた住民に対し、適切な補償を行うと約束しています。現在、各家庭に6年分の作物に相当する補償金(現行法で認め得る水準)と、電気・水道設備を備えた、既存家屋より良好な新家屋を提供しています。また、社会的責任に配慮した投資を奨励し、地元住民への適切な雇用を促進する政策を進めています。

表1:登録企業と事業組織

フリーゾーン(輸出型市場が対象)	プロモーションゾーン(国内市場が対象)
7年間の法人税免除	5年間の法人税免除
7年後の次の5年間、法人税が半額に減額される	5年後の次の5年間、法人税が半額に減額される
さらに次の5年間、利益の一部を再投資のために留保し1年以内に投資する場合、この再投資に係る所得の法人税が半額に減額される	
商業税または付加価値税(VAT)、原材料、機械設備および特定種類の物品を輸入する際の輸入関税およびその他の関連税は免除される	建設のために輸入する機械設備などに対する関税およびその他の関連税は、最初の5年間は免除され、次の5年間は半額免除される
最長50年で、25年の延長が可能	

出典:ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局(DICA)の2014年5月31日現在の情報

ダウェー経済特区(タニンダーリ地区南部沿岸)

ダウェー経済特区法は、ダウェー地域への投資促進を目指して2011年に成立したものの、開発は停滞しました。当初、政府はタイ政府とこの2万ヘクタールのSEZを開発することで覚書を交わしましたが、資金難から計画は進みませんでした。2015年、日本政府が開発に参加し、技術面、資金面で協力することで合意しました。タイ政府は、建設初期段階における、港湾、通信網の開発を含む基幹インフラの整備を行う予定です。

2017年1月、タニンダーリ地区政府の高官が来日し、日本の首相もネピードーを訪問してプロジェクト再開について協議を行いました。

チャオピュー経済特区〔ラムリー(Ramree)島中西部沿岸〕

チャオピューは、中国、インド、ASEANの三つの経済圏を結ぶ貿易回廊として独特の立地条件を有しています。2015年12月、中国CITICのコンソーシアムがこの経済特区の工業団地開発プロジェクトを落札しました。第一期は約1,000ヘクタールの工業団地で、ミャンマー政府はエネルギー、通信、水、道路の更新を含む周辺インフラに投資を行うとしています。港湾施設の開発には20年以上を要する見通しです。

2016年8月、ティン・チョウ大統領は、ヘンリー・ヴァン・ティオ(Henry Van Thio)を筆頭に新政府の職員で構成される経済特区中央(CSEZ)管理委員会と中央作業委員会を新たに設置しました。

ティラワ経済特区(ヤンゴン地区南部)

ティラワ経済特区は面積が5,787エーカーで、日本とミャンマー両政府の覚書に基づいて開発されています。ミャンマーで最初に運営が開始された経済特区であり、土地の補償や環境面での課題はあるものの開発は順調で、これまでに13カ国51企業が予約契約に調印しました。ティラワ経済特区が誘致を奨励している業種は、照明、交通・物流、金融、医療、保険、商業です。

2016年9月現在、ゾーンAの土地面積の94%が予約済みとなっています。報道では18カ国63企業(うち33社が日本企業)の契約投資額は8億8,000万米ドルにのぼり、すでに17企業が事業を開始しています。2017年2月には101ヘクタールの広さを持つゾーンBの起工式が行われ、2017年末までに賃貸借が行えるようになる見通しです。

3.4 総論

ミャンマーでは、資本不足や資金難、不十分なプロジェクト計画と実施、熟練労働力の不足など、多くの課題に直面しながらも、連邦政府と地方政府が一体となり、世界銀行やJICA、ADBなどの国際開発援助機関の支援を得ながらインフラ整備に取り組んでいます。

そのスピードは比較的緩やかながら、ヤンゴン国際空港のターミナル拡張や新国内ターミナルの完成、ティラワ経済特区の第二期開発の継続、ミャンマープラザ、ジャンクションシティを含む数件の複合施設開発の順調な完了など、ミャンマーのインフラ整備は着実に進展しています。

ここ数年の政府の取り組みや進展の事実が示すように、ミャンマーのインフラセクターの見通しは有望です。関係省庁と国際開発援助機関が連携し、インフラ全体にかかる新規制の策定や老朽化したインフラの改修などに取り組んでいるため、ミャンマーのインフラ整備は今後もさらに進み、国全体の接続性が改善されることが期待されています。

4. ミャンマー金融セクター

4.1 金融セクターの概要

ミャンマーの金融セクターは、中央銀行(CBM)、計画財務省(MOPF)、国営銀行、民間銀行、ファイナンス会社、外国銀行の支店および駐在員事務所の他、ヤンゴン証券取引所(YSX)、ミャンマー証券取引委員会、証券会社、保険会社で構成されています。

政府および中央銀行は、金融サービスの環境と枠組みを改革・発展させるための取り組みを進めてきました。2016年1月26日には2016年金融機関法が施行され、これに基づいて新たに外国銀行支店4店に営業ライセンスが発行された他、ヤンゴン証券取引所に初めて企業が上場されました(正式発足は2015年12月)。2016年10月の米国によるミャンマー制裁の解除も改革を促し、金融セクターの発展に寄与するとみられます。

2016年初より、金融セクターでは次のような、多くの重要な動きがありました。

- 2016年3月30日、中央銀行が非銀行系金融機関を含む市場拡大を図るため、モバイル金融サービス規制を発表しました。それまでのモバイル金融市場は銀行に限定されていました
- 2016年9月23日、計画財務省・金融規制局の高官が、政府が2017年に保険セクターにおける外国企業の参入を認めるとともに地元企業の商品やサービスへの制限を撤廃し、自由化を加速させると述べました
- 2016年12月20日、世界銀行は、1億米ドル規模のミャンマー金融部門開発プロジェクトを承認しました。このプロジェクトは表1(次ページ)の実現を目指します



表1:ミャンマー金融部門開発プロジェクトの目的

No	項目	目的
1	国営銀行の改革	国営銀行によって生じた弊害を軽減し、改革によってより競争力のある金融セクターを構築する
2	金融セクターの法律、規制、監督の枠組み強化	金融セクターの健全性、安定性および監督能力を高めるため、法的安定性を強化する
3	ミャンマー中央銀行と金融インフラの近代化	決済システムおよび安全な取引の枠組みに重点を置きながら、中央銀行の再編と近代化および金融インフラの近代化を支援する
4	プロジェクトの調整とモニタリング	プロジェクトの実施およびその主要成果のモニタリングを支援するため、計画財務省と中央銀行の組織としての能力を確保する
5	緊急時対応	危機発生時および緊急時に、統合された調達と精算の手続きに基づき信用資本を迅速に再配分できるようにする

- 2017年3月1日、ミャンマー中央銀行は地元民間銀行に対し、将来的に、農業部門と中小企業(SME)部門への最小限の融資を義務付けると発表しました
- 2017年3月10日、国営のミャンマー農業開発銀行(MADB)は同年4月1日に農業畜産灌漑省(MALI)から計画財務省に移管されると発表されました

4.2 銀行

国営銀行

表2(次ページ)は、2017年10月時点のミャンマーの国営銀行のリストです。

国営銀行は、2011年の金融自由化以来の金融改革のペースに追いついておらず、民営銀行との競争に苦慮しています。実際、銀行資産全体に占める国営銀行のシェアは2013年3月の67%から2016年3月には46%に低下しました。

世界銀行の集計データによると、民間銀行の資産は2016年6月末に前年同期比27%増の23兆3,000億MMKとなった一方、同期における国営銀行の資産は前期比14%減の16兆5,000億MMKとなりました。

現在、国営銀行が競争力を持てるよう支援するための改革が行われています。例えば、2017年3月に報告された農業開発銀行の計画財務省への移管は、同行の管理法に効率的な運営を妨げる課題があったため、求められた措置でした。

表2:国営銀行

名称	管轄省庁	概要	支店数	従業員数
Myanmar Economic Bank	MOPF	前身は1954年に設立された国営商業銀行。幅広い商業銀行サービスを全国的に展開	341	9,000
Myanmar Foreign Trade Bank	MOPF	国際的銀行業務に特化した銀行	1	600
Myanmar Investment and Commercial Bank	MOPF	1990年創業。国内外の銀行サービスを提供	2	300
Myanmar Agriculture Development Bank	MOPF	農業、畜産および生産・加工を含む地方企業の発展促進が目的	229	2,500
合計			573	12,400

出典:ミャンマー金融セクター、ドイツ国際協力公社(GIZ)、2016年3月31日現在

民間銀行

民間銀行の成長

民間銀行部門は、総資産が2010年3月には1兆9,000億MMK(16億米ドル)でしたが、2016年3月には20兆9,000億MMK(173億米ドル、GDPの27%)に増加し、過去6年でほぼ11倍となっています。

この1年だけでも、民間上位10行の資産は、2014年8月の10兆5,000億MMK(108億米ドル)から、2016年3月には19兆4,000億MMK(161億米ドル)へと84%増加しました。支店数の総計も678店から1,149店へとほぼ倍増しています(次ページ表3参照)。

表3は、ミャンマーの民間銀行24行のうちの上位10行を示しています。

表3:民間上位10行

SN	銀行名	資産(10億MMK)			支店数		
		2016年3月	2014年8月	増減(%)	2016年3月	2014年8月	増減
1	Kanbawza Bank	8,693	4,145	+110%	400	180	220
2	Ayeyarwaddy Bank	2,913	1,200	+143%	157	76	81
3	Co-operative Bank	2,061	1,181	+75%	154	100	54
4	Myawaddy Bank	1,305	1,028	+27%	47	37	10
5	Myanma Apex Bank	1,194	721	+66%	74	45	29
6	Yoma Bank	1,191	506	+135%	61	51	10
7	United Amara Bank	662	505	+31%	47	32	15
8	Global Treasure Bank	657	589	+12%	120	81	39
9	Asia Green Development Bank	448	463	-3%	52	50	2
10	Myanmar Oriental Bank	320	239	+34%	37	26	11
合計		19,444	10,577	84%	1,149	678	471

出典:ミャンマー金融セクター、ドイツ国際協力公社(GIZ)、2016年3月31日および2014年8月現在

モバイルバンキング

携帯電話の普及率が2011年度末に7%であったのに対し、急拡大して2016年5月には90%に達しました。そのため、モバイル金融サービスの重要性がますます高まっています。2016年3月30日にミャンマー中央銀行が発表したモバイル金融サービス規制は、非銀行系金融機関を含むモバイルバンキング市場の拡大に繋がりました。

これに続けて、2016年10月3日、中央銀行は、ノルウェーのTelenor、ミャンマーのYoma Bank、First Myanmar Investment3社によるモバイル電子マネーの合弁会社Wave Moneyに、ミャンマー初となるモバイル金融サービスの営業許可を付与しました。また、報道によると、ミャンマーの通信最大手、国営郵便電気通信公社(MPT)が年内に独自のモバイル金融サービス、MPT Mobile Moneyを立ち上げる予定です。

現時点では、少なくとも計8種類のモバイルバンキングネットワーク(銀行系、非銀行系を含む)が存在し、オンラインバンキングや携帯電話のトップアップ(チャージ)、請求書決済などのサービスを提供しています。この分野は将来、さらに競争が過熱するとみられています。

中小企業と農業部門への融資

現在、中小企業への融資については、工業省が中心となって設立された中小産業開発銀行により行われています。また、地元の民間銀行もごく少額ではありますが融資を実施しています。最近の政府による中小企業重視の姿勢を踏まえ、融資額は増えつつあります。

1990年から2000年にかけ、民間銀行は農家への融資を認めるよう中央銀行に働きかけていましたが、ミャンマー農業開発銀行の存在もあり、認められませんでした。

しかし、農業開発銀行は独自に農業部門を支援することができません。

そのため、2017年3月1日、中央銀行は地元民間銀行に農業部門と中小企業部門の両方に最低比率の融資を行うことを義務付けると発表しました。

これは両セクターに対する融資の促進に繋がるもの、成果を上げるためには、担保や貸付金利の上限といった融資関連業務や手続きの改善を行う必要があります。



表4:外国銀行一覧

SN	銀行名	認可日	営業開始日
1	三菱東京UFJ銀行	2015年4月2日	2015年4月22日
2	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd(OCBC)	2015年4月2日	2015年4月23日
3	三井住友銀行	2015年4月2日	2015年4月23日
4	United Overseas Bank Limited(UOB)	2015年4月30日	2015年5月4日
5	Bangkok Bank Public Company Limited	2015年5月26日	2015年6月2日
6	中国工商銀行 (Industrial and Commercial Bank of China)	2015年5月26日	2015年7月1日
7	Malayan Banking Berhad(Maybank)	2015年7月27日	2015年8月3日
8	みずほ銀行	2015年7月27日	2015年8月3日
9	Australia and New Zeland Banking Group Limited(ANZ)	2015年9月29日	2015年10月2日
10	The Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam(BIDV)	2016年6月30日	2016年7月1日
11	新韓銀行(Shinhan Bank)	2016年9月15日	2016年9月20日
12	玉山銀行(E.Sun Commercial Bank Limited)	2016年9月27日	2016年10月3日
13	State Bank of India	2016年9月27日	2016年10月3日

出典:ミャンマー中央銀行

4.3 外国銀行

外国銀行支店

2014年10月1日、ミャンマー中央銀行は外国銀行9行に同国初の予備的銀行免許を交付しました。9行はその後2015年に、中央銀行からの最終的な営業許可を受けました。

2016年初め、中央銀行は外国投資のさらなる獲得と足元の経済協力の促進に向け、外国銀行に第2次の営業許可を認めました。同年3月4日、ミャンマーに駐在員事務所を有する外銀4行は予備的銀行免許の交付を受け同年、中央銀行から最終的な営業許可が付与されました(表4参照)。

これらの銀行営業免許は、外国銀行に外国企業と地元金融機関への貸付を認めていますが、リテールバンキングと地元通貨建ての直接貸付を禁止しています。他にも1行当たり営業できるのは1支店のみ、開設には最低払込資本7,500万米ドルが必要、といった厳しい許可条件が課されています。

外国銀行駐在員事務所

2017年3月31日現在、ミャンマーには計48の外国銀行駐在員事務所があり、この中には2016年度中に新たに駐在員事務所開設の許可を得た外銀5行が含まれています。

表5:2016年度に駐在員事務所設置の認可を取得した外国銀行

SN	銀行名	認可日
1	BTMU Leasing(Thailand)Co., Ltd	2016年4月7日
2	ACLEDA Bank Plc.	2016年4月7日
3	彰化商業銀行 (Chang Hwa Commercial Bank Limited)	2016年11月21日
4	華南銀行 (Hua Nan Commercial Bank Limited)	2016年11月21日
5	Export-Import Bank of Thailand	2017年3月6日

出典:ミャンマー中央銀行

4.4 資本市場

ヤンゴン証券取引所

ヤンゴン証券取引所(YSX)は、ミャンマー証券取引委員会(SECM)が管轄しています。証券取引委員会の委員長は計画財務省副大臣が務め、他の5人の委員が補佐を務めています。ヤンゴン証券取引所はヤンゴン証券取引所合弁会社により保有されており、当該合弁会社の払込資本は320億MMK(2,460万米ドル)で、出資比率はMyanmar Economic Bankが51%、大和総研が30.25%、日本取引所グループが18.75%となっています。

2015年12月の発足以来、ヤンゴン証券取引所の上場企業は4社にとどまっています(表6参照)。

ミャンマーは、ベトナム株式市場の成功をモデルとして(域内の他の証券取引所と比較した表7参照)、今後5年間で毎年5社ずつの新規上場を目指しています。現在、上場の準備を進めている企業には、Myanmar Agribusiness Public Corporation(MAPCO)、Great Horkam、Myanmar Agro Exchange Public Limitedなどがあります。

表6:ヤンゴン証券取引所上場企業

上場日	会社名
2016年3月25日	First Myanmar Investment Co., Ltd.
2016年5月20日	Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Ltd.
2016年8月26日	Myanmar Citizens Bank Ltd.
2017年1月20日	First Private Bank Ltd.

出典:ヤンゴン証券取引所

2016年のヤンゴン証券取引所の出来高は260万株、売買代金は約1,400万米ドルでした。これはハノイ証券取引所の出来高のわずか0.02%です(表7参照)。売買の主体は、多くが2万MMK、すなわち15米ドル未満で株式を購入している小口投資家です。

投資家がヤンゴン証券取引所で取引するには自ら現地に行くか、6つの認可証券会社のいずれかに依頼する必要があります。また、8,000米ドルを超える取引は証券委員会に報告し、承認される必要がありますが、これらの大口取引の多くは承認を得ていません。そのため、多くの地元投資家はヤンゴン証券取引所での取引への興味を失っています。

しかし、新会社法とミャンマー投資法では、外国人投資家にも証券取引所での売買を認める内容となっているため、出来高の上昇が期待されています。

表7:ハノイ(HNX)、ラオス(LSX)、カンボジア(CSX)、ヤンゴン(YSX)証券取引所の最新市場データ

証券取引所	発足年	上場企業数	出来高(100万株)	売買代金(100万米ドル)	時価総額(10億米ドル)
ベトナム(HSX)	2005	377	11,614.7	5,694.2	6.7
ラオス(LSX)	2011	5	22.5	13.9	1.3
カンボジア(CSX)	2011	4	2.6	2.5	0.2
ミャンマー(YSX)	2016	4	2.6	14	0.4

出典: HNX, LSX, CSX, YSXウェブサイト

*7万件のブロック取引を含む

証券会社

ミャンマー証券委員会は、上場と株式取引を促進するため、2015年に証券会社10社に予備的な証券免許を発行し(表8参照)、うち6社が翌2016年に証券引受業務の許可を得ました(次ページ表9参照)。

これらの6社は全て顧客向けのモバイル取引プラットフォームを構築しましたが、政府に禁止されました。投資家は、取引を始める前に対面で直接説明を受けることが重要である、というのが政府の判断でした。

表8:予備的証券免許を取得した証券会社一覧

SN	社名	株主
1	KBZ Stirling Coleman Securities	KBZ Group and Stirling Coleman Capital(SG)
2	Myanmar Securities Exchange Centre	大和証券(日本)およびMyanmar Economic Bank
3	AYA Trust Securities Company	AYA Financial Group
4	CB Bank Securities	CB Bank
5	KTZ Ruby Hill Securities	Loi Heing Group and KT ZMICO (TH)
6	Amara Investment Securities	United Amara Bank
7	Global World Securities	Asia World
8	Expert Investment Securities	Green Circle Company and Pins Capital(HK)
9	Aung Myint Mo Min Securities	Innwa Bank
10	Union Trust Securities	Young Investment Group

表9:証券免許を取得した証券会社一覧

免許番号	社名	認可日
001	KBZ Stirling Coleman Securities	2016年2月26日
002	Myanmar Securities Exchange Centre	2016年2月26日
003	AYA Trust Securities Company	2016年3月1日
004	CB Bank Securities	2016年3月1日
005	KTZ Ruby Hill Securities	2016年3月1日
006	Amara Investment Securities	2016年11月23日

出典:ミャンマー証券取引委員会

4.5 ファイナンス会社

下の表は2017年10月時点での、ミャンマーで事業を行っているファイナンス会社の一覧です。

表10:ファイナンス会社

SN	社名	認可日
1	Oriental Leasing Company Ltd	1996年1月8日
2	Myat Nan Yone Finance Company Ltd	2013年1月25日
3	National Finance Company Ltd	2013年2月22日
4	Ryuji Finance Company Ltd	2013年5月28日
5	Mahar Bawga Finance Company Ltd	2014年4月23日
6	Jewel Spectrum Company Ltd	2014年5月8日
7	Century Finance Company Ltd	2014年6月5日
8	Win Progress Services Company Ltd	2014年6月11日
9	Z Corporation Company Ltd	2014年6月25日
10	Global Innovations Finance Company Ltd	2014年8月4日
11	Mother Finance Company Limited	2016年1月18日
12	Morganite Finance Company Limited	2016年3月18日
13	Best Merchant Finance Company Limited	2016年3月18日
14	Myanma Ruby Hill Finance Company Limited	2016年6月22日
15	A1 Capital Company Limited	2016年6月23日
16	Pristine Global Finance Company Limited	2016年11月3日

出典:ミャンマー中央銀行

ファイナンス会社は融資、リース、割賦契約サービスの提供が認められており、2016年金融機関法を準拠法としています。ファイナンス会社は市民からの預金受け入れを認められていませんが、機関投資家や外国金融機関から長期

融資を受けることを中央銀行が認める場合があります。

ファイナンス会社に関するその他の情報は以下のとおりです。

貸出金利	年24%～35%
最長貸出期間	1年
主要商品	融資、割賦契約、リース
最低払込資本	30億MMK
ライセンス料＆年間手数料	既存資本の0.1%

出典：ミャンマー金融セクター、ドイツ国際協力公社（GIZ）

4.6 マイクロファイナンス

マイクロファイナンス業界は、計画財務省・金融規制局の規制・監督を受けています。ミャンマーには現在、非政府組織（NGO）や国際非政府組織（INGO）、地元企業や国際企業、合弁会社など、160以上のマイクロファイナンス機関（MFI）が存在していますが、市場ではPact Global Microfinance Fundが圧倒的なシェアを持っています。

2016年2月現在、ミャンマーのマイクロファイナンス部門は、貸出先が160万人、総資産は3,520億MMK（2億8,500万米ドル）、総貸出残高は2,560億MMK（2億100万米ドル）となっています。

マイクロファイナンス機関は、農村部と都市部の顧客に500万MMKまでの小口融資を行える他、一定限度の預金の受け入れも可能です。外国投資家は100%所有のマイクロファイナンス機関を設立することができます。

ミャンマーのマイクロファイナンス機関は資本が不十分で、銀行セクターでの資金調達もままならないため、何年にもわたって国際金融公社や米国国際開発庁などのさまざまな組織から支援を受けています。

4.7 保険

2013年、国営のMyanmar Insuranceによる保険事業の独占が廃止され、民間の保険市場が誕生しました。下記の表は免許を受けたミャンマーの民間保険会社の一覧です。

表11:ミャンマー保険会社

No.	種類	保険会社名	親会社
1	生損保	Aung Thitsar Oo Insurance Co., Ltd	Union of Myanmar Economic Holdings Ltd.
2		Ayeyar Myanmar Insurance Co., Ltd.	Max Myanmar Group of Companies
3		Excellent Fortune Insurance Co., Ltd	Excellent Fortune Development Group Co., Ltd.
4		First National Insurance Public Co., Ltd.	Htoo Trading
5		Grand Guardian Insurance Public Co., Ltd.	Shwe Taung Group
6		Global World Insurance Co., Ltd.	Asia World
7		I.K.B.Z Insurance(Public)Co., Ltd.	KBZ Group
8		Pillar of Truth Insurance Co., Ltd.	Parami Energy
9		Young Insurance Global Co., Ltd	Young Investment Group
10	生保	Aung Myint Moh Min Insurance Co., Ltd.	Myanmar Economic Holidng(MEC)
11		Capital Life Insurance Co., Ltd	Capital Diamond Star Group(CDSG)
12		Citizen Business Insurance Public Ltd.	CB Bank

出典:ミャンマー金融セクター、ドイツ国際協力公社(GIZ)、2016年3月31日現在

これまで24社の外国保険会社がミャンマーに駐在員事務所を開設しましたが、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上火災保険、東京海上日動火災保険以外は営業を認められていません(一般駐在員事務所としての活動のみ)。上記の保険3社は、2015年5月25日にティラワ経済特区での特区特別許可に基づく営業免許を取得しました。

保険セクターは、民間保険会社が直面するさまざまな制限のためにあまり成長が進展していません。その他にも熟練社員の不足や一般的の認知度の低さ、近代的な保険技術や再保険、保険監督経験の不足といった課題が山積しています。

政府は、自由化を加速させるため、ミャンマー保険市場の外資への開放や各種制限の撤廃を計画しています。今後は保険の業界団体も設置される予定です。2016年10月にはインドとミャンマーの間で、保険業界の研究者・専門職育成プログラムを設計するための覚書が締結されました。

ミャンマー政府は、外国保険会社への規則緩和も実施しています。2017年3月27日、ミャンマー保険事業監督委員会(IBSB)は、経済特区で事業を行う外国保険会社が世界的な事業のための資金調達力として示すべき金額を、それまでの最低30億米ドルから10億米ドルに引き下げる発表しました。

外国保険会社に対するその他の要件としては、IBSBに営業免許の申請を行い、3万米ドルのライセンス料と1万米ドルの年間更新料を支払うことなどが含まれます。

地場保険会社も経済特区での事業に注目しています。IKBZ Insuranceは、計画財務省に対し特区での営業免許に関する提案書を提出したと報道されました。

政府は毎月第3火曜日に国債入札を実施する予定としており、事前に期待調達額を発表した上、入札者に入札額をさせる形としています。現在、入札への参加が認められているのは国内の民間、国営銀行だけです。

第1回入札の後、これまで5回の入札が実施されました(表12参照)。

4.8 その他の情報

国債

ミャンマー政府は2016年9月に国債の第1回入札を実施し、加重平均利回り8.843%で2,000億MMK(1億6,100万米ドル)を売却しました。

表12:実施された国債入札一覧

入札期日	決済期日	償還期限	期間	表面利率	利回り	発行予定額	募入決定額
						(百万MMK)	(百万MMK)
2017年2月21日	2017年2月23日	2020年5月15日	3年 2ヶ月 22日	9.50%	9.400% ～ 10.000%	364,800	119,335
2017年1月17日	2017年1月19日	2020年5月15日	3年 3ヶ月 26日	9.50%	9.400% ～ 9.600%	200,000	19,800
2016年12月20日	2016年12月22日	2019年5月15日	2年 4ヶ月 24日	9.25%	9.000% ～ 9.300%	400,000	297,370
2016年11月15日	2016年11月17日	2019年5月11日	2年 5ヶ月 28日	9.25%	8.700% ～ 9.300%	445,800	422,300
2016年10月18日	2016年10月20日	2018年5月15日	1年 6ヶ月 26日	9.00%	8.600% ～ 8.999%	200,000	120,000
2016年9月20日	2016年9月22日	2018年5月15日	1年 7ヶ月 23日	9.00%	8.700% ～ 8.899%	200,000	200,000

出典:ミャンマー証券取引センター

金利

表13:利率(2017年3月31日現在)

参照	年利
中央銀行	10%
貸出金利の上限	13%
預金金利の下限	8%

出典:ミャンマー中央銀行

表14:外国銀行駐在員事務所一覧

SN	銀行名	免許発行日	営業開始日
1	DBS Bank Limited	1993年11月10日	1994年3月29日
2	National Bank Limited	1995年7月6日	1996年7月16日
3	First Overseas Bank Limited	1996年4月39日	1996年5月15日
4	CIMB Bank Berhad (名義変更のための新免許)	2008年2月19日	2008年2月19日
5	Arab Bangladesh(AB) Bank Limited	2010年12月10日	2012年6月6日
6	Siam Commercial Bank Public Company Limited	2012年4月23日	2012年12月23日
7	マルハンジャパン銀行	2012年5月7日	2012年7月28日
8	Krung Thai Bank Public Company Limited	2012年6月14日	2012年12月20日
9	United Bank of India	2012年6月19日	2012年12月5日
10	Kasikornbank Public Company Limited	2012年7月18日	2013年1月9日
11	Woori Bank	2012年10月25日	2012年11月15日
12	Vietin Bank	2012年12月12日	2013年3月1日
13	Korea Development Bank	2012年12月27日	2013年6月12日
14	Standard Chartered Bank	2012年12月27日	2013年2月5日
15	Industrial Bank of Korea	2013年3月14日	2013年4月23日
16	First Commercial Bank (経営 事務所変更のための新免許)	2013年3月18日	2013年4月30日
17	Bank of India(BOI)	2013年5月7日	-
18	Kookmin Bank	2013年6月4日	2013年12月19日
19	Export-Import Bank of India	2013年6月14日	2013年9月9日
20	The Export-Import Bank of Korea	2013年12月16日	2014年1月20日
21	Eastern Bank Limited	2014年3月26日	-
22	Bank of Ayudhya Public Company Limited	2014年3月26日	-

SN	銀行名	免許発行日	営業開始日
23	RHB Bank Berhad	2014年3月26日	-
24	Commercial Bank of Ceylon PLC	2014年11月12日	-
25	Cathay United Bank	2014年4月11日	-
26	State Bank of Mauritius	2014年4月11日	-
27	BRED Banque Populaire	2014年6月11日	-
28	釜山銀行(Busan Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
29	イオンクレジットサービス	2012年7月20日	2012年9月21日
30	PT. Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk	2015年6月23日	-
31	台湾銀行(Bank of Taiwan)	2015年6月23日	-
32	台新國際商業銀行(Taishin International Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
33	台湾新光商業銀行(Taiwan Shin Kong Commercial Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
34	中国信託商業銀行(CTBC Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
35	元大商業銀行(Yuanta Commercial Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
36	合作金庫銀行(Taiwan Cooperative Bank Limited)	2015年6月23日	-
37	台湾中小企業銀行(Taiwan Business Bank Limited)	2015年6月23日	-
38	兆豊國際商業銀行(Mega International Commercial Bank Co., Ltd)	2015年6月23日	-
39	Ho Chi Minh City Development Joint Stock Commercial Bank	2015年6月23日	-
40	Qatar National Bank	2015年7月26日	-
41	Sampath Bank PLC	2015年7月26日	-
42	中国銀行(Bank of China)	2015年8月12日	-
43	KEB Hana Bank(名義変更のための新免許)	2015年12月18日	2015年12月18日
44	BTMU Leasing(Thailand) Co., Ltd	2016年4月7日	-
45	ACLEDA Bank Plc.	2016年4月7日	-
46	彰化銀行(Chang Hwa Commercial Bank Limited)	2016年11月21日	-
47	華南銀行(Hua Nan Commercial Bank Limited)	2016年11月21日	-
48	Export-Import Bank of Thailand	2017年3月6日	-

出典:ミャンマー金融セクター、ドイツ国際協力公社(GIZ)、2016年3月31日現在



5. ミャンマーの税制

5.1 法人所得税

ミャンマー居住法人は全世界所得に対して課税されるため、ミャンマー国外での所得についても課税対象になります。居住法人と見なされるのは1913年ミャンマー会社法、またはその他のミャンマー現行法に基づいて設立された法人です。

現行会社法に基づいて設立された法人とミャンマー投資法に基づいて設立された法人では、税の優遇措置と長期土地利用に関する条件が異なります。

非居住法人は、ミャンマー国内で得た所得のみが課税対象となります。非居住法人とは、現行会社法またはその他のミャンマーの法律に基づかずに設立された法人であり、原則として外国企業のミャンマー支店は非居住法人と見なされます。非居住法人がミャンマーの資本資産から得る所得およびその他のあらゆるミャンマー国内での源泉所得は、ミャンマー国内所得として課税対象になります。この所得は一般に、居住者に適用される通常のルールに基づいて課税されます。



表1:法人所得税率

納稅義務者、所得の種類	税率
ミャンマー会社法に基づいて設立された会社	25%
ミャンマー投資法に基づいて事業を行っている会社	25%
特別許可に基づいて政府の事業、国営企業その他の事業に従事している外国組織	25%
外国企業の支店など非居住の外国組織	25%
キャピタルゲイン所得(40%から50%の税率が課される石油・ガス事業法人の株式などの譲渡益を除く)	
・居住法人	10%
・非居住法人	10%

税率

法人所得税率は25%です。キャピタルゲイン所得の税率は10%ですが、石油・ガス事業法人の株式譲渡益は40%から50%の累進課税が適用されます。

申告と納税

課税年度

税務上の課税年度は会計年度(所得年度)と同じく4月1日から翌3月31日までであり、当該課税年度に獲得された所得に対して当該課税年度の翌年に税額が算定されます。

税務申告と確定

原則として、法人税の申告書は課税年度末から3カ月以内、すなわち6月30日までに提出しなければなりません。キャピタルゲインに係る申告については、対象となる資本資産の譲渡日から30日以内に行う必要があります。譲渡日とは譲渡契約締結日、または当該資産の引き渡し日のいずれか早い日となります。

キャピタルゲイン申告の納付も譲渡日から30日以内に行います。

納稅者が事業を廃止した場合、その廃止日から1カ月以内に申告を行う必要があります。

課税対象所得があることを把握しているにもかかわらず申告を行わなかった納稅者は、不正目的があったと見なされます。

税金の納付

課税年度(4月1日から3月31日)の見積所得に基づいて、四半期ごとに仮納付を行う必要があります。仮納付した税額と期中に源泉徴収された税額は確定申告時に控除できます。最終的な法人税額の納付期限は、内国歳入局からの賦課決定通知書に明記されます。

税務調査

所得税法上、納税者に租税回避行為があったことが発覚した場合、賦課決定後においても所得の決定や更正が行われます。

納税者が課税対象の所得の存在を把握しながら申告を行わない、内国歳入局からの指定期間内の申告書や損益計算書などの提出要請通知に従わない、また虚偽の書類などを提出するといった行為は、不正目的があるものと見なされます。

税務当局による調査の過程で、納税者が所得または所得に関する事項を隠蔽していることが発覚した場合、納税者は指定された期間内に関連する事実を全て開示することを要求されます。

さらに、納税者には所得隠蔽による追徴納付額の100%相当の罰金が科されます。また、納税者が一定期間内に詳細を開示しないか、隠蔽した所得額より過少に開示した場合、追徴税額と罰金に加え、行政罰の対象となります。有罪になると、場合によっては3年から10年の禁固刑に処せられます。

除斥期間

確定申告に係る課税所得の査定が終了すると、3年間の除斥期間後は、税務当局により虚偽の申告を行ったと認定されない限り再査定されることはありません。法定期限までの納税申告と源泉税納付だけでは、最終課税評価額が確定したとは見なされません。

課税所得

課税所得は、専門的役務、事業、不動産、キャピタルゲイン、その他の源泉および未公開所得に分類されます。キャピタルゲインは事業所得などとは分離して課税されます。動産からの所得は事業所得となり、利子所得も、事業に関連するものでなくても事業所得と見なされます。

課税所得は、損金算入が認められる費用や減価償却費を控除して算定されます。

ミャンマーは一段階(one-tier)配当課税制度を採用しているため、ミャンマーのパートナーシップを含む人的組織やミャンマー企業から得た配当は免税となります。

所得控除

事業所得の計算上、所得獲得の目的のための費用および減価償却費は損金に算入することができます。

損金不算入となる費用は、資本的支出、個人的費用、事業規模にふさわしくない費用、会社や協同組合以外の人的組織の構成員に対してなされた支出、および不適切な費用などです。上述のように、動産からの所得は事業所得と見なされるため、減価償却費は損金として控除することができます。不動産からの所得は一般に事業所得と同様に算定されますが、減価償却費は控除することができません。

手続き上、償却率を決定する際には所得税法の償却率表に従う必要があります。所定の減価償却申請用紙を提出します。納税者は、当該年度中に取得した資産については1年分の減価償却費を計上することができますが、年度中に売却処分した資産については計上できません。

キャピタルゲイン

資産の売却、交換および譲渡から生じる所得は課税対象となります。キャピタルゲインとは、資本資産を売却、交換することによって得られる利益を意味します。

法人所得税法上、「資本資産」とは土地、建物、車両、および株式、債券などを意味します。

石油・ガスセクターの資本資産の売却、交換および譲渡から生じるキャピタルゲインは、上記資本資産とは異なる税率で課税されます。

源泉税

下記の支払いを行う者は、下記の税率に基づいて源泉徴収を行う必要があります。源泉徴収者は、源泉徴収後、7日以内に内国歳入局に源泉税を納付しなければなりません。

源泉税率は表2のとおりです。

表2:源泉税率

	居住者に対する支払い ¹	非居住者に対する支払い ²
借入金、負債その他類似の性質の取引または預金に対する利息の支払い	0%	15% ³
ライセンス、商標、知的財産権などの使用に対するロイヤルティ	15%(2017年4月1日から10%)	20%(2017年4月1日から15%)
国営企業、地方当局、協同組合、パートナーシップ、および現行法に基づいて設立された企業によるミャンマー国内で提供される調達および役務に関する支払い(契約書、覚書およびその他の約定に基づくもの)	2%	3.5%(2017年4月1日から2.5%)
2013年6月14日付の財務省の税収通知によれば、ミャンマー税務当局は製品などの輸出入取引に際し納税者から2%の源泉所得税を徴収します(当該徴収が免除される場合もあり)。源泉徴収された金額は最終的な課税査定額から控除されます	2%	3.5%

¹ 居住者およびミャンマー登録の支店については、上記の源泉徴収額は最終課税査定額と相殺が可能です

² ミャンマーに支店を有しない非居住法人については、上述の非居住者からの支払いに係る源泉徴収額が最終的な課税額となります

³ 外国銀行のミャンマー支店に対する利子はミャンマーの源泉税は課されません。配当金、支店利益および課税対象となる個人組織からの利益配分は免税となるため、源泉税の控除はありません。所得税法には片務的救済措置(unilateral relief)に関する条項はありません

恒久的施設(PE)

ミャンマーの法人所得税法には現在、恒久的施設(PE)に関する定義はありません。税務当局は現在の実務慣例に従い、非居住外国人がミャンマーにPEを有しているか否かにかかわらず、源泉徴収の枠組みの中で当該非居住外国人がミャンマー国内で得た所得から税金を徴収しようとしています。「PE」は、ミャンマーが諸外国と締結している租税条約で定義されています。ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については、ミャンマー国内にPEを有しない場合、ミャンマーで源泉税が課されない可能性があります。

租税条約

ミャンマー所得税法では、政府が外国政府または国際機関と租税条約を締結し、かつ当該締結が公表された場合、当該条約の規定はミャンマー国内法の規定に優先して適用されると規定されています(所得税法31条)。

租税条約は、現在、インド、インドネシア、マレーシア、シンガポール、韓国、タイ、英国、ベトナム、ラオス、バングラデシュとの間で締結されています。



欠損金

通常の損失

キャピタルロスや人的組織からの損失配分を除く税務上の損失額は、当該年度の課税所得と相殺することができます。所得と相殺しきれない損失額については翌年度以降3年間繰り越すことができ、将来の課税所得と相殺することが可能です(所得税法20条)。

キャピタルロス

キャピタルロスと人的組織からの損失配分は、他の課税所得と相殺することも翌年度以降に繰り越しすることもできません。

移転価格税制

現在、ミャンマーには移転価格税制はありません。

関係会社に対するロイヤルティ、マネジメントフィー、利息の支払いについては、当該支払額がミャンマー法人の事業規模に見合った金額である場合に限り、損金に算入することができます。

なお、ミャンマーにはグループ法人課税制度や連結納税制度はありません。

過少資本税制

現在、ミャンマーには過少資本税制に関する規定はなく、負債資本比率に関する特別な規定も設けられていません。

タックスヘイブン対策税制(CFCルール)

現在、ミャンマーにはタックスヘイブン対策税制はありません。



5.2 個人所得税

課税所得の範囲は、ミャンマーの居住者か、非居住者かで異なります。

ミャンマー国籍を有する居住者と居住外国人は全世界所得に対して課税されます。

一方、非居住外国人は、ミャンマー国内源泉の所得にのみ課税されます。

税率

個人所得税の税率は、納税者区分と所得の種類によって異なります。

課税所得

給与所得

課税給与所得の定義は広く、給料、賃金、賞与、年金、現物給付、謝礼および手数料、コミッション、あるいは給料や賃金に上乗せされた手当などが含まれます。

なお、非居住外国人については給与所得に関連する費用の控除は認められていません。

非給与所得

課税対象となる非給与所得は以下のとおりです。

- 事業所得(動産からの収入、ロイヤルティ、利息など)
- 専門職からの所得。「専門職」とは、専門技能サービスを提供して報酬を得る職業で、医師、看護師、弁護士、エンジニア、建築士、俳優、演出家、作家、画家、彫刻家、会計士、監査人、占星術師、教員などをいいます
- 資本資産の売却から生じたキャピタルゲイン
- その他の投資収入。ただし、所得税を免税される人的組織からの受取配当金を除く

非給与所得が120万MMK(860米ドル)以下の場合(キャピタルゲインを除く)、非課税となります。キャピタルゲインの場合は、資産の売却額が500万MMK(3,584米ドル)以下であれば課税対象なりません。

表3:個人所得税率

納税者の区分や所得の種類	税率
給与所得	0から25%の累進税率
・居住外国人	0から25%の累進税率
・非居住外国人	0から25%の累進税率
その他の所得	0%から25%
・居住国民／外国人	25%
・非居住外国人	10%
・非居住国民	10%
キャピタルゲイン	10%
・居住者	10%
・非居住者	10%
賃貸所得	10%

注:給与総所得が年480万MMK以下の場合には非課税

居住者、非居住者の定義

ミャンマー居住者とは、ミャンマーに「住所」または「主たる住居」を有する個人をいいます。ミャンマー国籍を持つ非居住者は、一定期間ミャンマー国外に在住し雇用されて所得を得ている個人をいいます。

課税年度内に183日以上ミャンマーに滞在する外国人は、居住外国人と見なされます。

社会保障負担

2012年施行の社会保障法では、5人超の従業員を雇用する雇用主は、一般給付保険や労災保険といった社会保障への加入が義務付けられています。

従業員、雇用主の社会保険料の負担率は、それぞれ賃金総額の2%、3%となっています。しかし現在、従業員、雇用主の上限負担額はそれぞれ月額6,000MMK(4.30米ドル)、月額9,000MMK(6.45米ドル)となっています。

従業員が拠出する社会保険料は個人所得税上の計算上、控除することができます。なお、雇用主は、従業員の給与支払いの際、保険料を源泉徴収することが義務付けられています。

申告と納税

課税年度

個人の課税年度は4月1日から翌3月31日までです。当該年度中に得た所得に関して課税金額の査定が行われ、翌課税年度に税額が決定されます。

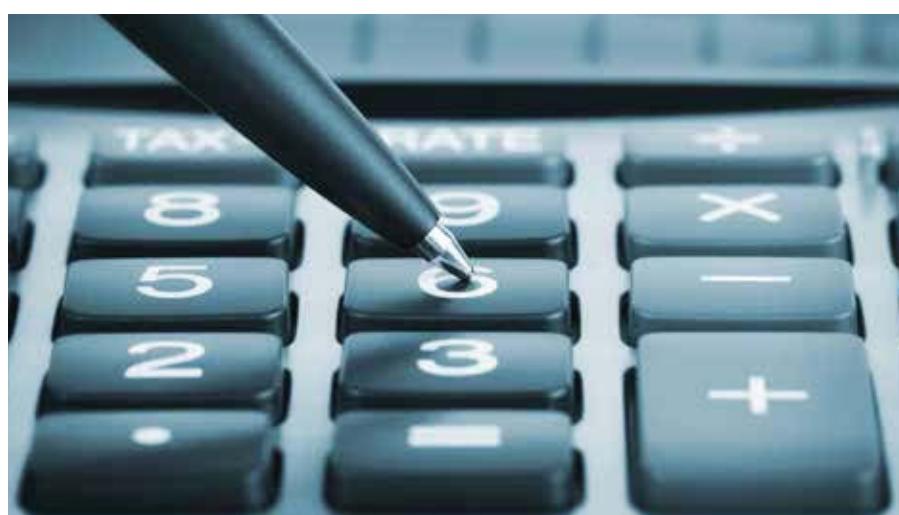
確定申告

雇用主は従業員に給与を支払う際、所得税を源泉徴収することが義務付けられており、源泉徴収の日から7日以内に内国歳入局に源泉徴収金額を支払わなければなりません。雇用主が源泉徴収を怠った場合は滞納者と見なされるとともに、雇用主が徴収漏れの源泉税にかかる支払いの一切の責任を負います。さらに雇用主は、年度末から3カ月以内、すなわち6月30日までに年間所得証明書を提出しなければなりません。所定の期日までに提出されない場合、内国歳入局の裁量により、年間給与から控除すべき源泉徴収額の最高10%が罰金として科せられる場合があります。

個人所得税の確定申告は、課税年度末から3カ月以内、すなわち6月30日までに提出しなければなりません。ただし、ミャンマー国内の給与所得のみを得ている個人で、雇用主から漏れなく源泉徴収されている場合、確定申告を行う必要はありません。キャピタルゲインの確定申告は、資本資産の売却日から1カ月以内に行う必要があります。また、法人が事業を廃止した場合、事業廃止の日から1カ月以内に申告する必要があります。

税金の納付

源泉徴収されていない収入がある場合、納税者自身が当該年度の総所得金額を見積もり、当該見積所得に基づいて四半期ごとに税金を仮納付する必要があります。仮納付された所得税と源泉徴収された所得税は最終的な年間所得税納付額から控除できます。最終的な所得税の納付期限は、内国歳入局からの賦課決定通知書に明記されます。



5.3 商業税

ミャンマーには付加価値税はありませんが、類似する税として商品やサービスの提供に対して課される商業税があります。商業税は特定の商取引に対する付加的な税ではあるものの、付加価値税ほど広い概念ではありません。商業税は、商業税法に記載された特定商取引にのみ適用されます。

商業税は、国内で生産または提供された幅広い物品とサービスの販売代金に対して課せられます。また、輸入品にも輸入に係る総費用、すなわち運賃保険料込み価額(CIF)と関税の合計額に基づいて課せられます。この輸入品にかかる商業税は入国時と関税手続きの際に徴収されます。商業税の税率は、商業税法別表に記載された商品とサービスの内容によって0%から8%となっていますが、一般的には5%の税率が適用されます。

2016年4月1日以前は、商業税は税率0%から120%の範囲で課税され、特定品目(酒類、タバコ、宝石など)には高い税率が適用されていました。2016年4月1日から2016年特定品目税法が施行され、特定品目の税率は現在、5%から120%となっています(詳細は次セクション5.4参照)。

課税年度内の売上高またはサービス収入が5,000万MMK(3万5,845米ドル)以下の事業者には、商業税は課されません[2017年4月1日以前の免税基準は2,000万MMK(1万4,420米ドル)]。

企業が課金および徴収した商業税(Output tax)は、税務当局に納付する必要があります。商業税登録を行っている企業は、条件を満たした場合、売上にかかる商業税から支払いにかかる商業税(Input tax)を控除できます。

また、ミャンマー投資委員会と経済特区(SEZ)委員会から許可を受けた企業は、指定物品を指定期間に輸入する場合と輸出向けに製造された製品について、商業税が免除される場合があります。

5.4 その他の税制

固定資産税

都市開発エリアにある不動産(土地・建物)は、都市の維持費用を賄うため都市開発委員会によって固定資産税が課されます。

印紙税

1891年ミャンマー印紙税法に基づき、さまざまな文書に印紙税が課されます。税率は同法付表1に記載されています。下記は代表的な税率の例です。

- 資産の譲渡については対価の2%、不動産の移転・売却についてはさらに2%の上乗せ
- 株式譲渡については株式価値の0.1%
- 債券金額または担保価額の0.5%
- 1年から3年のリース契約については年間リース料の0.5%、3年超のリース契約では平均リース料と割増金の2%

上記の印紙税率はミャンマー通貨チャットでの契約に適用されます。



関税

関税は、ミャンマー関税法(2012年)に基づいて0%から40%の税率で課されます。ミャンマー投資委員会(MIC)や経済特区(SEZ)の認可を受けた企業についてはMICやSEZの裁量により、工場などの建設や拡張期間中に使用される機械、設備、器具、機械部品、スペアパーツや材料、および製品生産に利用する原材料(当初3年間)に対する関税の減免を受けることができます。

物品税

物品税は物品免許税(excise license fee)として、アルコール飲料に課税されます。物品免許税は内務省・総務局が徴収します。

特定品目税

2016年4月1日から特定品目税法が施行されました。特定品目税は、特定品目リストに含まれる紙巻タバコやタバコの葉、両切り葉巻タバコ、シガー、パイプタバコ、ビール、ワイン、アルコール飲料、宝石類、チーク材、1,500cc以上の車両(バン、サルーン、セダン、エステートワゴン、クーペ)(4ドア・ダブルキャブを除く)、原油、ガソリン、ディーゼル燃料、航空燃料、天然ガスなどに課されます。税率は5%から120%です。

6. 人事・雇用法

6.1 人事労務に影響を与える変化 最低賃金

公休日

ミャンマーの人事労務に関する最近の変化としては、公休日の変更があります。これまで4月のティンジャン(Thingyan)と呼ばれる新年の水かけ祭りの前後に10日間の休みがありましたが、今は5日間に縮小されています。その穴埋めとして、10月のタデインジュ(Thadingyut)満月祭りが3日間に、11月のタザウモン(Tzazungmone)満月祭りの休日が2日間に延長されました¹。公休日の合計は26と変わりませんが、4月の営業日数が増えるため、中小企業にとっては増産と商機の拡大に繋がりそうです。

商用ビザ

ミャンマー労働・移民・人口省が2016年1月に発表したビザに関する新しい通知によると、外国人は、600米ドルを払えば1年間に複数回入国できるビザを商用取得することができるようになります²。外国人駐在員はこれまで70日間の滞在後に出国、再入国しなければなりませんでしたが、今回の通知により負担がかなり減ることになります。一方、長期滞在を望む外国人は依然、外国人登録証と長期在留許可を申請する必要があります。

最低賃金

政府は、1日8時間労働で3,600MMK(約2.8米ドル)の最低賃金を定めていますが、依然これに従わない企業が見受けられます。最低賃金は全部門・全産業に適用されていますが、従業員15人未満の中小企業は除外されています³。

6.2 外国人の雇用

会社法に基づいて設立登記された外国企業では、雇用する外国人駐在員の人数に制限はありません。一般に、会社法に基づいて設立され、ミャンマー国民が所有する地元企業では、外国人を取締役に選任することはできません。

ミャンマー投資委員会の許可または是認(endorsement)の下で設立された組織が人事を決める際には、ミャンマー国民が優遇されます。2016年10月施行のミャンマー投資法では、投資家は熟練技術を必要としない職種にミャンマー国民のみを雇用しなければならないと定められています。

¹ 外務省が発表した2016年と2017年の公休日。www.mofa.gov.mm/?page_id=47

² 労働・移民・人口省が発表したビザの種類、手数料、期間。www.mip.gov.mm/portfolio/types-of-visa-fees-and-duration

³ “ミャンマー、初めて最低賃金を定める”, *Straits Times*, 2015年8月30日

外国投資家は、現地の熟練労働者および技能者の任命に際し、労働・移民・人口省の指示に従って任命から30日以内に雇用契約を締結しなければなりません。

政府の許可を得てミャンマー国内で事業を営む経済組織は、現地職員が自身の仕事に精通し、より高い職位に昇進できるよう国内外での研修を手配するものとされています。

6.3 労働許可証取得手続き

ミャンマー投資委員会の許可または是認を受けた企業は、外国人の専門家と技術者を雇用することができます。

外国人の専門家、技術者を雇用するための要件は以下のとおりです。

- 雇用を検討している外国人の専門家および技術者的人数を開示する⁴
- ミャンマー投資委員会の許可を得た上で、選任と在留許可について申請する
- ミャンマー投資委員会の是認と併せ、会社は労働・移民・人口省傘下の労働局長に労働許可証の申請書を提出し、在留許可省とビザは、同省内の移民・国家登録局から取得する

6.4 ミャンマー労働法

ミャンマーの現行の労働法は以下のとおりです。

- 労働者災害補償法(1923年、Workmen's Compensation Act)
- 工場法(1951年、Factories Act)
- 休暇および休日法(1951年、Leave and Holidays Act)
- 雇用制限法(1959年、Employment Restriction Act)
- 労働組織法(2011年、Labour Organization Law)
- 労働紛争解決法(2012年、Settlement of Labour Dispute Law)
- 社会保障法(2012年、Social Security Law)
- 雇用および技術向上法(2013年、Employment and Skill Development Law)
- 最低賃金法(2013年、Minimum Wages Law)
- 賃金支払法(2016年、Payment of Wages Law)
- 店舗および商業施設法(2016年、Shops and Establishments Law)
- 油田(労働・福祉)法〔1951年、Oilfields(Labour and Welfare)Act〕
- 連邦税法2016年による所得税法(1974年、Income Tax Law)改正

これらの法律は労働関係の問題を規定し、労働時間や休暇、休職、欠勤、女性と児童労働、賃金、残業、退職金、労災、社会福祉、労働規則などの問題に対応しています。

社会保障法は、雇用主、従業員、政府の確定拠出による基金の設置を定めています。従業員は病気にかかると、郡区レベルの社会保障クリニックを訪れ、総合診療医から無料で治療を受けることができます。専門医を受診し、政府系病院に入院して治療や手術を受けた場合は、かかった医療費の一部を社会保障局(Social Security Board)に還付請求することができます。

⁴ 投資申請についてはDICA FAQ:<http://www.dica.gov.mm/en/faq>



ミャンマー経済特区法(2014年)には、外国人従業員、労働許可証、現地従業員の最低比率に適用される特例規則が定められています。

ミャンマーは1948年以来、国際労働機関(ILO)の加盟国となっています。毎年ジュネーブで開かれるILO総会には、ミャンマーの政府、雇用主、労働者の三者代表による派遣団が参加しています。

6.5 ミャンマー永住権

2014年に外国人永住権規則が発表され、外国人申請者は当初5年の滞在が認められ、その後も延長が可能となりました。この方針は、外国の学者、専門家、知識人、投資家を受け入れるとしている他、国外に移住した元ミャンマー人で国の発展に寄与する人も受け入れるとしています⁵。

⁵ “12月に外国人のための永住権制度”, Myanmar Business Today, 2014年11月24日

7. その他の留意事項

7.1 商業登記と許認可制度

輸出／輸入事業

商業省によると、輸出／輸入事業を手掛けたい下記の個人と企業は、輸出／輸入業者として貿易局長(Directorate of Trade)に登録を申請することができます。

- 申請者が個人事業主の場合、市民、準市民、帰化市民のいずれか
- パートナーシップ企業
- 1950年の会社法および特別会社法に基づいて設立登記された企業、すなわち有限会社(外国企業の支店を含む)と合弁企業

ただし、100%外国所有の企業は、貿易や輸出目的ではなく、自社事業に使用するための物品を輸入する場合に限り輸入業者としての登録が可能です。現在、100%外国所有の企業はミャンマーで貿易取引を行うことを認められていません。

輸出／輸入取引を行う会社を設立する外国および国内の投資家はいずれも、まず輸出／輸入業者として登録し、輸出／輸入業者登録証を商業省・貿易局から取得しなければなりません。登録証取得後も、登録輸出／輸入業者は、取引や契約ごとに別途輸出／輸入ライセンスを申請する必要があります。

2013年、商業省はミャンマーの貿易業者に318種類の物品の自由交易を許可しました(152の輸出品目、166の輸入品目)。2014年、同省はさらに通知(通知番号11／2014)を発布し、152品目について全ての内外輸入業者の輸入ライセンス要件を撤廃しました。

2015年5月にティラワ経済特区管理委員会が発行した指示(番号02／2015)によると、ティラワ経済特区で設立された外国企業は、特定の要件を満たした場合に貿易が認められます。

2015年11月の商業省通知(番号96／2015)によりさらに貿易規制の緩和が進み、外国合弁企業には農業用製品と医療機器の貿易業が認められました。

2016年7月、商業省は、外国合弁企業に特定条件下での建設資材の貿易を認める通知番号56／2016を発布しました。同年12月、前の2件の通知に基づいて貿易が認められる品目を明記した通知番号85／2016が発布されました。

企業の代表者

1989年10月13日の商業省省令番号2/89(企業代表者の登録省令)は、企業代表者の要件について詳述しています。

企業代表者とは、「手数料契約で外国の納入業者からの発注・受注業務に携わる代理人、または外国の個人や組織のために商取引を行うか第三者との取引において別の人物を代表するため雇用された企業代表者」と定義されています〔同省令1(a)項〕。

同省令に基づいて登録されていない人物は、ミャンマーで企業代表者として事業を行うことはできません(同省令2項)。省令ではさらに、ミャンマーでの販売やマーケティング業務が代理人に給与や手数料を支払う形で行われる場合、ミャンマーの国民および企業のみが商業省登録の代理人として業務を遂行できるとしています。

全ての企業代表者は、ミャンマーに事務所を設立するか登記しなければなりません。また、企業代表者としての仕事から生じる全ての収益を扱う銀行口座をミャンマーに開設し、関連文書、請求書、備忘録などとともに事業にかかる真正かつ正確な会計書類を維持する必要があります(8項および9項)。

7.2 外国為替および外国為替規制

外国為替取引は、1947年外国為替規制法に代わり、それぞれ2012年8月と2014年9月に施行された外国為替管理法(FEML)と外国為替管理規則に準拠しています。外国為替管理法の管理権限は、ミャンマー中央銀行法に基づきミャンマー中央銀行に付与されています。

外国為替管理法でいう「外国為替」とは、「外貨、および外国にあるか外貨による支払いが可能な全ての預金、貸付金、残高、およびミャンマー通貨で記載されたか引き出された証書類または証券類であって外貨での支払いが可能なものの」と定義されています。

また、新しいミャンマー中央銀行法では「外国為替」を次のように定義しています。

- (1)外貨現金
- (2)外貨現金での支払いが可能か、海外での支払いが可能な決済手段
- (3)海外の政府間金融機関、中央銀行、財務省、商業銀行の預金
- (4)国際的な資金移転に使われる証券類
- (5)国内銀行で開設、管理されている外貨口座

一般にミャンマーの国民、外国人および企業は、海外からの外国為替の借入およびその元本と利息の返済、海外の人物への支払い、海外の外国銀行での口座開設と利益の送金にかかる実際的な外国為替取引の全てに際し、外国為替管理局(FEMB)の許可を得なければなりません。ただし、ミャンマー投資法に基づいて設立された企業は、投資および利益を、それにかかる投資が行われた外貨で送還することができます(セクション9.3を参照)。

外国為替管理法(FEML)は、ミャンマーの居住者でない人物への外貨での支払い、および中央銀行の許可を得ない通貨の輸出や外国為替を禁じています。中央銀行から事前の許可を得ている場合を除き、全ての人物は、外国為替の購入、借入、売却、貸付、譲渡、交換に関して公認ディーラーと取引しなければなりません。



中央銀行からの許可を得ている場合を除き、ある人物が契約や合意を行っても、それが外国為替管理法の規定やそれに基づくあらゆる規則、指示、命令の実施を直接または間接に免れるか避けることになる場合、当該の契約や合意は無効となります。従って、外国為替の使用、および支払いと取引は全て外国為替管理法の規定に従うものとし、かつ外国為替取引に関する許可または承認を外国為替管理局から得なければなりません。

2015年5月、ミャンマー中央銀行は政府省庁や地方政府に対し、物品やサービスを販売する際にはミャンマー通貨のみを使用して請求や価格の見積もりをするよう回覧を発布しました。2017年1月には、チャットの為替相場を安定させる取り組みとして、全ての現地取引に現地通貨を使用するよう中央銀行から改めて指示が出されました¹。

国際通貨基金からの技術援助を受け、ミャンマー中央銀行は現在、参照レートシステムに換えて銀行間取引市場レートシステムを導入中です²。

7.3 外国人による土地や不動産の所有

外国人による土地や不動産の所有は、1987年不動産譲渡制限法(Transfer of Immovable Property Restriction Law)に基づいて明確に禁止されています。同法に基づき、誰であれ外国人または外国人が所有する企業への不動産の譲渡は、その手段が販売、購入、贈与、贈与の受諾、担保、担保の受諾、交換または譲渡および譲渡の受諾であろうと、またその他のいかなる手段によっても明確に禁じられています。

新外国投資法(MFIL)では、同法に基づいて登録された投資家は、ミャンマー投資委員会(MIC)の承認が得られれば、政府や民間人、企業から最長50年、連続2度の10年間延長オプション付きのリース契約により土地を賃借する資格を有すると定められています。

¹ “中央銀行、使用通貨の注意喚起を行うも銀行にとってドル不足が依然課題”, *Myanmar Times*, 2017年1月6日

² “中央銀行、銀行間取引レートに注目”, *Eleven*, 2017年2月27日

注意点として、土地賃貸借契約はミャンマー印紙税法により印紙の貼付が必要ですが、MICの承認を受けていれば登記官(Registrar of Deeds)への登記は免除されます。

賃貸借期間は、プロジェクトが投資家と国の双方にとって有益である場合、延長されることがあります。

外国人または外国企業は、土地賃貸借契約、またはリース権を持つ人物による合意の証拠となるその他の書類をもってMICに申請するよう求められます。土地賃貸借契約はMICの承認を受けた時点で締結され、MICに送り返すことが必要となります。

2016年1月29日、議会での長年の議論を経てコンドミニアム法が成立しました。この法律により、外国人は、承認を受けた6階以上で2万平方フィート以上の敷地を持つ集合住宅1棟の最大40%を購入できることになりました。しかし、コンドミニアム法の細則が発表されていないため、まだ施行には至っていません。

7.4 仲裁法

仲裁法は1944年の旧法から改正され、2016年1月5日に施行されました。国内、国外両方の商事紛争解決を目指しており、今後は投資家に現在以上の法的保護と安定をもたらすとみられます。ミャンマーは2013年4月に1958年ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認および執行に関する条約)を批准しており、改正仲裁法はその批准に実効性を与え、ミャンマーの仲裁法を広く国際慣行と仲裁モデル法に一致させるものとなりました³。

7.5 経済・貿易

国際貿易協定

2013年6月、ミャンマーは欧州連合(EU)から一般特恵関税制度の再適用を受け、輸出関税の減免が認められました。2013年5月には米国と貿易投資枠組協定が締結されました。また、ミャンマーは中国、インド、イスラエル、日本、クウェート、ラオス、フィリピン、韓国、タイ、ベトナムと二国間投資協定を結んでいます⁴。さらに、バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイの7カ国で自由貿易地域の設置を目指す「ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアチブ」にも参加しています。

ASEAN経済共同体

第21回ASEANカンボジアサミットで、各国首脳は「政治・安全保障共同体」「経済共同体(AEC)」「社会・文化共同体」の三つの柱から成る「ASEAN共同体」構築への関心を示しました。このうち最も重要な柱が経済共同体で、ASEAN加盟10カ国は、財とサービス、投資、熟練労働力、資本が自由に移動できる単一の生産拠点に生まれ変わることを目指しています。

³ “ミャンマーの新しい仲裁法”, Allen & Overy, 2016年6月16日

⁴ “UNCTAD国際投資協定ナビゲーター、およびミャンマー投資協定に関するIISD報告(2014年6月)”



ミャンマーは、1992年に創設されたASEAN自由貿易地域(AFTA)に加盟しています。AFTAはASEAN諸国間の関税障壁の撤廃を目指しており、そのカギとなるASEAN共通有効特恵関税(CEPT)では、先行加盟6カ国が2010年までに、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムについては2015年までに関税を段階的に0%から5%に引き下げています。

ミャンマーは、ASEAN諸国間のサービス分野での規制緩和とサービス貿易の段階的自由化を通じて地域業者間の協力強化を目指す、ASEANサービスに関する枠組協定に調印しています。また、2010年1月1日までにASEAN地域を競争力のある投資地域に変え、2020年までに自由で透明性の高い投資環境と域内の投資自由化を促進するASEAN投資地域枠組協定にも加盟しています。

2014年、ミャンマーはASEAN加盟から17年目に初めてASEAN議長国を務めました。議長国としてのテーマは「平和で繁栄した共同体のために一致団結して前進する」でした。

ASEAN加盟国として、ミャンマーは以下の協定に参加しています。

- ASEAN・中国自由貿易協定。2010年1月1日にASEAN先行加盟6カ国については関税撤廃が発効し、新規加盟4カ国については2015年までの実現を合意しました
- ASEAN・韓国包括的経済協力枠組協定。2009年1月1日より品目の90%の関税が撤廃されました。ASEANでは先行加盟6カ国については2012年、新規加盟4カ国については2018年をめどに物品貿易の自由貿易地域を実施したい意向です
- ASEAN・日本包括的経済連携協定。本協定発効から10年以内にASEAN先行加盟6カ国が日本からの輸入品の90%について関税を撤廃します。新規加盟4カ国についてはより段階的な関税撤廃が予定されています
- ASEAN・インド包括的経済協定の枠組協定。2012年12月31日までにASEAN5カ国で、2017年12月31日までに残りの加盟国でASEAN・インド自由貿易地域の創設を目指すと規定されています
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域の創設協定。人口6億、GDPの合計規模2兆7,000億米ドルの環太平洋自由貿易圏の創設を目指します
- EU・ASEAN自由貿易協定の交渉は現在進行中です

8. ミャンマーの会計および監査制度

ミャンマーは、ASEAN諸国で最も経理の専門知識を有する人材の数が少ない国の一です。2012年以来の外国投資の急増ペースに会計・監査制度の整備が追いつかず、公認会計士のニーズはさらに高まっています。2016年10月に米国の経済制裁が全面的に撤廃されて以降、米国や諸外国の外国投資家にとってミャンマー投資の制約が減り、投資機会が拡大しています。

今年度は経済成長と外国投資が減速しているものの、ミャンマーは依然、手つかずの膨大な投資機会を秘めたASEANで最も成長率の高い国です。

大手のミャンマー企業は、資金調達や国際的知名度の向上を目的として、ヤンゴン証券取引所や海外の証券取引所への上場機会を探っています。外国投資の継続的な流入もあり、現地企業は、国内とはかなり異なる海外の規制や要件を満たす必要性に迫られるようになっています。

ミャンマーは2011年1月、IFRS(国際財務報告基準)の2010年版を適用しました。

この基準はミャンマー財務報告基準(MFRS)として知られています。しかし、MFRSを適用はしたもの、多くの現地企業は旧態依然とした会計実務を変えられず、会計報告は必ずしもMFRSに準拠しているとはいえない。これは、主として実務経験の不足や会計基準の知識に精通していないことに起因して発生しています。

しかし、そうした状況も変わりつつあります。特により大手の企業は、適正な財務報告・内部統制体制の構築、業績および資産状況の定期的なモニタリングのためのIT活用を進めています。外国人のステークホルダーも国際基準に基づいた財務諸表の作成を求め、必要に応じて国際的な財務の専門コンサルタントと契約するよう働きかけています。

ミャンマー会計評議会(MAC)は現在、国際会計基準審議会(IASB)が発表する最新の国際財務報告基準(IFRS)を反映するよう現行のミャンマー財務報告基準を更新することを検討しています。それが実現すれば、企業にとって厳格に会社基準に準拠した財務諸表を作成することがより一層困難な課題となります。



こうした状況から、ミャンマーでは、公認会計士の需要が極めて高く、現地では十分な対応がなされていない対応がなされていない状況です。海外での勤務経験を持つミャンマー人の帰国により、この需要の一部は埋め合わされているものの、近隣諸国の財務専門家の支援が依然として必要な状況です。国内では会計士を目指して専門教育を受ける学生が増えており、ミャンマー会計評議会が実施するミャンマーCPA（公認会計士）資格取得コースにも相応の人数が集まっています。短・中期的に、会計報告の水準向上に向けて会計士の能力強化を図る必要があります。

もう一つ、会計および監査業界に大きな規制上の影響を与えるとみられる重要な法案は、現在改正中のミャンマー会社法です。新しいミャンマー会社法の草案は、2017年1月に連邦議会国民代表院（下院に相当）に提出されました。連邦議会は、2017年4月1日の新会計年度が始まる前に法案を承認する予定でしたが、改正ミャンマー会社法の成立は2017年12月となりました。新会社法では、企業コンプライアンスの要件と企業構造、特にミャンマー企業向け外資出資比率に関する改革が図られると期待されています。

8.1 法定の要件

ミャンマーの会社は監査を受ける必要があり、取締役は最初の監査人を選任します。後続の監査人は年次株主総会で株主によって選任されます。会社取締役は、各年次株主総会に監査済み財務諸表を提出しなければなりません。

会社は、その設立日から18カ月以内に最初の年次株主総会を開催し、それ以降は毎年に少なくとも1回、かつ前回の総会開催から15カ月以内に開催する必要があります。

年次株主総会の期間中に取締役の選任、監査人の選任、監査済み財務諸表および取締役報告書の株主による承認が行われます。総会から21日以内に年次報告書(annual return)を企業登録局に届け出なければなりません。

年次報告書には以下の情報が盛り込まれていなければなりません。

- 年次総会の期日
- 株主の情報
- 取締役一覧
- 会社の資本構成

ミャンマーの会社の会計年度は、4月1日から翌3月31日までと決められています。異なる会計年度を定めている外国企業の子会社や支店であっても、別の会計期間を選ぶことはできません。会計年度はミャンマーの課税対象年度と同じであり、会社は毎年6月30日までに監査済み財務諸表を納税申告書とともに税務当局に提出しなければなりません。

8.2 会計監査制度

ミャンマー会計評議会(MAC)は、会計基準の採択と施行の他に、監査人の登録を含むミャンマー公認会計士の資格と認証を担当しています。

同評議会は、法定監査サービスを提供する際の登録について厳しい条件を定めています。外国会計事務所は今もミャンマー国内で独自に監査を実施することはできません。

また同評議会は監査基準の設定機関であり、ミャンマー監査基準、ミャンマー監査実務指針、職業会計士の倫理規程を定めています。



ミャンマー会社法は監査人に対し、当該監査人が監査を行った財務諸表について年次株主総会で報告するよう定めています。監査報告書は以下の点を表明していなければなりません。

- ・監査人が全ての必要な情報と説明を得られたかどうか
- ・監査報告書で言及されている貸借対照表および損益計算書が適法に作成されているかどうか
- ・監査人が得た情報や説明および会社の帳簿をもとに知り得る限り、貸借対照表が会社の財政状態を真実かつ公正に表示しているか
- ・法令で要求されたとおりに会社が会計帳簿を備置しているかどうか

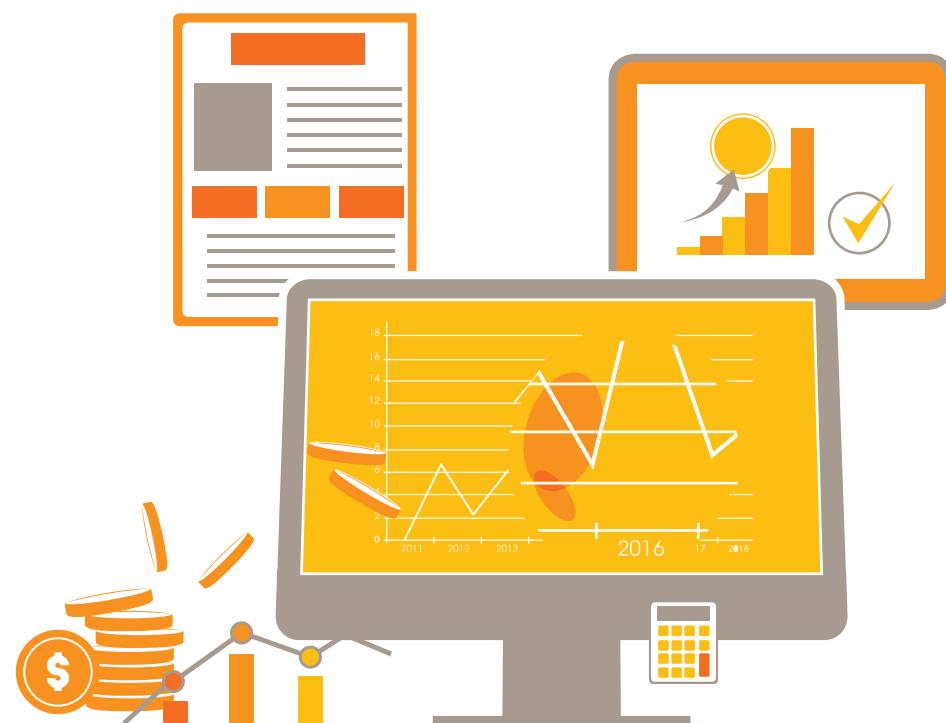
現在、ミャンマーではどの会社も監査を免除されません。全ての会社が監査済み財務諸表の作成を義務付けられています。ただ、新会社法では「小規模」企業に監査および年次株主総会開催義務の免除が認められるなど、法定の要件の簡素化が盛り込まれる見通しで、こうした状況も変わる可能性があります。

8.3 ミャンマー財務報告基準

ミャンマー会計評議会(MAC)はミャンマー会計評議会法に基づいて設立され、評議員は4年ごとに改選となります。評議会会长はミャンマー監査局長官(Union Auditor General of Myanmar)です。

会計評議会は、会計基準、監査基準、会計士の倫理規定の策定権限を有します。

2010年、会計評議会は29のミャンマー会計基準と8つのミャンマー財務報告基準書を公表し、これらは2011年1月4日から適用されました。両基準は施行時点の国際財務報告基準(IFRS)に準拠しています。2011年1月4日以降、国際会計基準審議会(IASB)は、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)や解釈指針委員会(SIC)の解釈を含め、多くの新基準や改正基準を公表していますが、これらの更新はミャンマー財務報告基準に反映されていません。



ミャンマー財務報告基準は、IFRSを採用していますが(2011年1月4日時点の基準であり、前述の例外もあります)、会計基準の中にはミャンマーの事業・財務報告の現状からみて明らかに関連性が低いものがあります。現在のミャンマーでは複雑な資金調達方法やデリバティブなどの仕組み商品を利用できず、ミャンマー企業は一般に、通常の銀行融資か株主ローンによって資金を調達しています。そのため、IFRSが扱っているデリバティブやヘッジ取引の会計は現時点ではミャンマー企業に適用されることはあるが、IFRS2号の「株式に基づく報酬」を適用するミャンマー企業は現時点では少数です。

外国企業はミャンマーの投資先事業の会計処理に際し、また外国持株会社の連結財務諸表の作成に当たり、ミャンマー財務報告基準と国際財務報告基準に潜在的な差異があることを念頭に置く必要があります。

例えば、多くの発電所計画は、建設・運営・移転(BOT)方式の契約で政府から認可を受けています。ミャンマー財務報告基準は、かかるインフラ資産を建設した企業がそれらを固定資産として計上することを認めています。しかし、IFRIC12号「サービス譲渡契約」(ミャンマー財務報告基準は採用していない)では、かかる資産はBOT契約期間終了時点で政府に少額で売却されるため、固定資産と認識されません。IFRSでは、BOT契約を結ぶ企業はこの取り決めを代わりにサービス契約と認識し、BOT契約期間中は建設収入と運営・維持収入の両方を計上することになります。こうしたBOT契約を請け負うミャンマー企業は、外国投資家に報告する前に、IFRSに準拠するよう会計基準差異の調整を行う必要があります。

もう一つの留意点は、連結財務諸表の作成に関するものです。ミャンマー財務報告基準にはすでに連結財務諸表作成の要求が規定されていますが、ミャンマーの多くのグループ企業は連結財務諸表を作成せず、グループ傘下の各企業が単体財務諸表を作成の上当局に提出しています。しかし、ミャンマー企業は、外国金融機関からの借入契約の要件を満たすためには、またヤンゴンや海外の証券取引所への上場を目指すためには、外国投資家に報告するためIFRS第10号「連結財務諸表」に準拠した連結財務諸表を作成しなければならず、大きな課題となっています。

ミャンマーには店頭市場があり、数社の株式が取引されています。これらの企業は公開会社と考えられています。ヤンゴン証券取引所上場企業および店頭市場取引企業は、ミャンマー財務報告基準に従って報告する必要があります。

9. ミャンマーにおけるビジネス

9.1 法人形態

新しい2016年ミャンマー投資法(MIL)は、2016年10月18日に発効しました。この新法は、ミャンマー国民投資法(2013年)とミャンマー外国投資法(2012年MFIL)を統合したものですが、投資の詳細なスキームオプションを規定したものではありません。

原則として、投資は以下のいずれかの方法で実施することができます。

- ・ミャンマー投資法の規則と規制に基づいた100%外国資本の会社または支店
- ・外国資本と現地パートナー(ミャンマー国民、または政府省庁と組織)との合弁企業
- ・外国資本と現地当事者間の契約に基づいた投資〔例えば、BOT方式や建設・移転・運営(BTO)方式など〕¹

投資は、現行法に基づいた企業形態をとるものとします。有限責任会社については、1914年会社法、および投資企業管理局(DICA)がガイドラインを提供しています。

合弁会社を設立する場合、合弁契約を結ぶ外国企業と現地企業が両社の資本比率を決め、合意する必要があります。ミャンマー投資委員会は、事業の業種や性格によって必要な最低投資額を規定します。

合弁事業が禁止・規制業種で実施される場合の外国人持株比率は、ミャンマー投資法に定められています。同投資法33条は、規制・禁止業種での合弁会社設立に関するミャンマー国民投資家(またはそのグループ)の最低直接持株比率を20%と定めています。

¹ ミャンマー投資ガイド2014年、MICおよびDICA、2014年9月

1.有限責任会社

有限責任会社は、政府のみが事業活動を行える特定産業を除き、100%外国資本で設立することができます。原則政府が事業を行う特定産業については、個別ケースに応じて、個人や経済組織に実施を許可する場合があります（詳しくはセクション3.2参照）。

ミャンマーには、非公開型と公開型の2種類の有限責任会社があります。非公開有限責任会社には2人以上50人以下の株主が必要となります。100%ミャンマー資本の非公開有限責任会社株式の外国人への譲渡は制限されており、関係当局の承認を得なければなりません。公開有限責任会社は7人以上の株主が必要となります。

会社の登記

会社法に基づいて会社を登録する外国投資家は、同時にミャンマー投資委員会（MIC）の投資許可または是認（endorsement）の申請が必要な場合があります。MICから投資許可や是認（endorsement）を得た企業は優遇税制、および2度の10年延長オプション付き50年間土地賃借権の対象となります。

MICの許可や是認（endorsement）を得る必要のない外国企業は、投資企業管理局（DICA）への営業許可申請、企業登録局（CRO）への登記証明申請のみが必要となります。

表1:最低資本要件

外資系企業の種類	
会社法に基づいて登録された企業	
－ 製造会社	15万米ドル
－ サービス会社	5万米ドル
企業設立の登記料は50万MMK	

出典：ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局

企業構造

最低2名の株主と2名の取締役が義務付けられています。株主は個人である必要はありません。また、取締役はミャンマー居住者やミャンマー国民である必要はありません。

最低資本要件

企業に課される最低資本要件は、その企業が実施しようとしている事業活動の種類によって異なります。会社法に基づいて設立登記された会社については、最低資本金は製造会社で15万米ドル、サービス会社で5万米ドルとなっています（表1 参照）。ミャンマー投資法に基づいて設立登記された企業では、最低外国人持株比率はミャンマー投資委員会（MIC）の裁量によって決められます。MICは、発行する予定の規則・規制の中で特定業種の最低外国人出資比率を定める可能性があります。

2.外国企業の支店

外国企業はミャンマーに支店を設立できます。会社法に基づいて設立された支店はミャンマー投資委員会(MIC)の許可を得る必要がなく、営業許可と登記証明の申請のみが必要です。設立された支店は一般にサービス提供会社として使われています。

一方、ミャンマー投資法に基づいて設立された外国支店は、営業許可と登記証明に加え、MICの許可／是認を得なければなりません(例えば、石油会社は主に支店形態で設立される)。

支店登記の費用は50万MMK(360米ドル)です。

3.外国企業の駐在員事務所

ミャンマーと事業関係のある外国企業は、ミャンマーで駐在員事務所の開設を申請する場合があります(銀行や保険会社では一般的な慣行)。支店とは違い、外国企業の駐在員事務所はミャンマーで直接の商取引や収益事業を行うことはできませんが、本社の連絡拠点として本社に有益な情報を収集することは認められています。

4.合弁会社

外国投資家は、ミャンマーのパートナー(個人、民間企業、協同組織や国営企業など)との合弁事業として会社を設立することができます。ミャンマーのパートナーと合弁会社を設立する場合の最低出資比率は20%で、実施できる事業活動の種類については、MICがミャンマー投資法に基づいて広範なリストを発表しています。これらには居住用集合住宅やコンドミニアムの開発、販売および賃貸や、あらゆる種類の蒸留酒、アルコール類、アルコール飲料、ノンアルコール飲料の製造と国内流通などが含まれています。

表2:登録企業と事業組織

2016年11月30日現在の登録企業および事業組織の数	登録数
ミャンマー企業	52,554
外国企業／支店	5,843
パートナーシップ企業	1,072
合弁企業	69
組合	138
合計	59,676

出典:ミャンマー国家計画経済開発省・投資企業管理局の2016年11月30日現在の情報

9.2 外資投資規制

ミャンマーへの外国投資の準拠法は、以前は2012年ミャンマー外国投資法でしたが、2016年10月18日に新たな2016年ミャンマー投資法が発効しました。

旧法下で発行された投資許可は引き続き有効です。また、新投資法には制限・禁止される特定の投資が明記されており、これも全般に旧法と類似しています。

禁止または制限される具体的な事業と投資はミャンマー投資委員会(MIC)が判断し、政府が承認します。MICは2017年4月10日に通知番号15/2017を発布し、ミャンマー投資法42条に基づいて外国投資を制限する経済活動の種類をリストアップしました。

新投資法では、ミャンマーに危険を及ぼす有害な事業を禁止される投資に区分しています。また、以下の事業および投資も制限されています。

- 政府のみが実施するものとされる投資活動の対象業種
- 外国人投資家による実施が制限される投資活動の対象業種
- ミャンマーの国民または国民が有する事業体との間のJV投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動の対象業種
- 関係省庁の推奨によってのみ許可される投資活動の対象業種

国営企業法に基づき民間参入が禁止されている経済活動

国営企業法は、民間投資を禁止し、政府のみが実施できる経済活動12分野を定めています。

1. ミャンマーおよび海外でのチーク材の伐採と販売
2. 全ての植林および森林管理(農村所有の家庭消費用薪材の植林を除く)
3. 石油・天然ガスの採掘・精製・製品の販売
4. 真珠・ひすい、その他宝石の探索・採取・輸出
5. 政府調査向け漁場での魚・エビの養殖
6. 郵便・通信事業
7. 航空・鉄道事業
8. 銀行・保険事業
9. ラジオ・テレビ放送事業
10. 金属の採掘・精錬と輸出
11. 発電事業(法律により許可された民間・協同組合による発電事業を除く)
12. 治安・国防上必要な産品の生産(政府が通知により隨時規定)

新法の相次ぐ成立により、外国投資家は国営企業法でこれまで禁止されていた経済活動を実施できるようになってきています。

例えば、2013年10月8日に成立した新通信法により、外国企業3社に通信ライセンスが付与されました。

国営企業法で禁止されたこれらの分野については政府が個別案件ごとに対応しており、政府との合弁事業かどうかにかかわらず、個人や経済組織に対する承認を行っています。

外国投資が認められているセクター

ミャンマー投資委員会(MIC)に提出された投資提案書は個別に判断されます。旧投資法では、投資にあたってMIC許可を得る必要がありました。が、新ミャンマー投資法(MIL)は、是認(endorsement)申請による新たな投資申請ルートを導入しました。MIC許可が必要な事業は(a)国家戦略上重要な事業、(b)大型の資本集約的プロジェクト、(c)環境や地域社会に重大な影響を及ぼし得るプロジェクト、(d)国有の土地や建物を使用する事業、(e)政府により投資委員会への提案書の提出が必要と指定された事業です。MIC許可の取得要件は外国人、ミャンマー人投資家の双方に適用されます。

左記区分に該当しない投資事業は、MIC許可は必要ありません。しかし、土地使用権を取得し、非課税対象となるためにはMICに是認(endorsement)申請を行う必要があります。新投資法は他にも有利な点があり(没収を行わないことの保証、利益の本国送還の明示的権利など)、今のところ、そうした利点を活用できるのはMIC対象企業に限られます。

新投資法では、MIC許可は主に制限事業への投資を対象としています。土地使用権の確保や優遇税制の適用を得るためであれば、是認(endorsement)の申請だけで十分です。これらの区分については、計画財務省が発布した2017年3月30日付の通知番号35/2017のミャンマー投資規則に詳述されています。



9.3 投資優遇税制

ミャンマー投資法に基づく優遇措置

旧投資法では、同法に基づいて登録され、MIC許可を取得した企業は、投資先の業種や地域に関係なく自動的に5年間の法人所得税が免税されるなど、次のような特例措置を受けることができました。

旧投資法に基づいてMICの裁量により認められていた優遇・奨励措置(5年間の法人税免除を除く)は、以下のとおりです。

- 物品やサービスの生産に従事する企業への連続最長5年間の法人所得税免除。業績が好調な場合はMICにより免除期間が延長される場合もあります
- 事業利益を留保し、留保から1年内に再投資する場合は当該利益に対する法人所得税の減免措置
- 事業で使用した機械設備、工場建物その他の固定資産についてMICが定める償却率による減価償却の控除
- 製造業で生産された製品の輸出から得られる利益への課税に対する、最大50%の減免措置
- 外国人従業員の所得に対する、国内在住ミャンマー国民と同等の所得税率の適用
- ミャンマー国内での事業遂行のために必要な研究開発費の法人課税所得からの控除

- 損失が発生した時点から連続3年間を限度とする税務上の欠損金の繰越および所得との相殺(免税経過後2年以内)
- 工場建設期間中に使用するために輸入する機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、事業で使用する資材や物品にかかる関税およびその他諸税の減免措置
- 工場建設終了後3年間の商業生産のために輸入される原材料にかかる関税およびその他諸税の減免措置
- 承認対象期間中に増資と事業拡大を行う場合、事業拡大のために輸入する機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、材料などにかかる関税およびその他諸税の減免措置
- 輸出向けに製造された製品にかかる商業税の免除





2016年新投資法は、投資促進セクターへの外国投資促進と税収拡大を念頭に、現在の優遇税制の在り方を見直すという政府の戦略が反映されたものとなりました。一律の優遇税制を適用した旧法とは異なり、新投資法では、法人所得税の免除はMIC通知番号13／2017に明記された投資促進セクターへの投資に限られています。

投資促進セクターには以下のものが含まれます。

- 農業および農業関連事業（タバコ、紙巻きタバコの栽培、生産を除く）
- 植林、森林保全その他森林に関する事業
- 特定製品の製造
- 工業地帯の開発
- 新都市の開発
- 都市開発活動
- 道路、橋および鉄道線の建設
- 港湾、河川港およびドライポートの建設
- 空港の管理、運営および維持
- 航空機の整備
- 供給、輸送事業
- 発電および送配電
- 再生可能エネルギーの生産
- 遠距離通信事業

- 教育事業
- 保健事業
- 情報技術事業
- ホテルおよび観光
- 科学研究開発事業

ミャンマー投資委員会（MIC）は、税制優遇措置の申請を個別に評価し、ミャンマー投資法の目的、原則、権利および義務、ならびにミャンマー投資規則の基準を考慮した上、投資家の申請が税制優遇措置にふさわしいかどうかを決定します。これらの基準には、税制優遇措置を受けるためには30万米ドル以上の資本支出要件もあります。

新投資法に基づく税制優遇措置は以下一覧のとおりです。

- MICの投資促進セクター通知に記載されている奨励業種への投資。投資を行う地域に応じて免税対象期間が異なり、「開発の進んでいない地域」では7年間、「適度に開発が進んだ地域」では5年間、「開発が進んだ地域」では3年間の所得税減免措置が受けられます。これらのゾーンの指定は各地域の開発に従って隨時変更されます

- ・所得税の免除は、MICが投資促進業種として指定したセクターのみに適用されます
- ・MICは、ミャンマー国民所有の企業が事業を行っている立地に対して、より有利な減免措置を認める可能性があります。また、ミャンマー資本およびミャンマー国民所有の中小企業には政府から補助金や資金、能力開発・研修が提供される可能性があります
- ・投資事業の建設期間または準備期間に実際に必要なものとして輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、および国内で入手できない建築資材、事業で使用する資材にかかる関税またはその他国内税の減免
- ・輸出用製品の製造を目的とした輸出型投資事業による原材料および半完成品の輸入にかかる関税またはその他の国内税の減免
- ・国内での輸出用製品の製造およびその再輸出に使用される原材料および半完成品の輸入にかかる関税もしくはその他の国内税を、輸出量に応じて払い戻す権利
- ・投資対象期間中に投資を増額し、当初の投資事業を拡張した場合、拡張する事業に使用するために実際に必要な機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、ミャンマー国内で入手できない建築資材、事業で使用する資材を輸入した際にかかる関税その他の国内税の減免
- ・投資事業から得られた利益を、当該投資事業または類似の投資事業に1年以内に再投資する際の所得税の減免
- ・所得税申告を目的として減価償却費を費用計上する権利。減価償却計算は、商業活動開始年から(資本資産の所定耐用年数よりも短い)加速減価償却期間に基づいて計算
- ・ミャンマーの発展に必要な同国内で実施されている投資活動／事業に関連する研究開発のために生じた費用を課税所得から控除する権利
- ・外国投資家の所得税率は国内在住ミャンマー国民と同一



9.4 投資保証および保護

ミャンマー投資法は、MIC許可を得た経済事業体は契約期間中またはその延長期間中に国有化されることはない、と明示的に保証しています。

経済特区(SEZ)内の投資事業も、ミャンマー経済特区法に基づいて国有化されないことが保証されています。また、経済特区法に基づき、SEZ内で製造された製品、提供されたサービス、免税ゾーンおよびプロモーションゾーンからの輸出品の価格は規制されません。

ミャンマーは、米国、インドネシア、中国、インド、クウェート、イスラエル、ラオス、フィリピン、タイ、ベトナム、日本²、韓国³との間で投資保護協定を結んでいます。また、EUとも投資保護協定の協議を行っています⁴。

9.5 検討中の新しい法律

新会社法(新CA)

アジア開発銀行(ADB)の支援を受け、100年続いた会社法の改正が進んでいます。新会社法は明確かつ透明で一貫性のある規制を定め、より高いレベルの企業統治と説明責任を実現することでミャンマー経済の強化を目指します。

² 日本・ミャンマー投資協定の調印、日本経済産業省、2013年12月

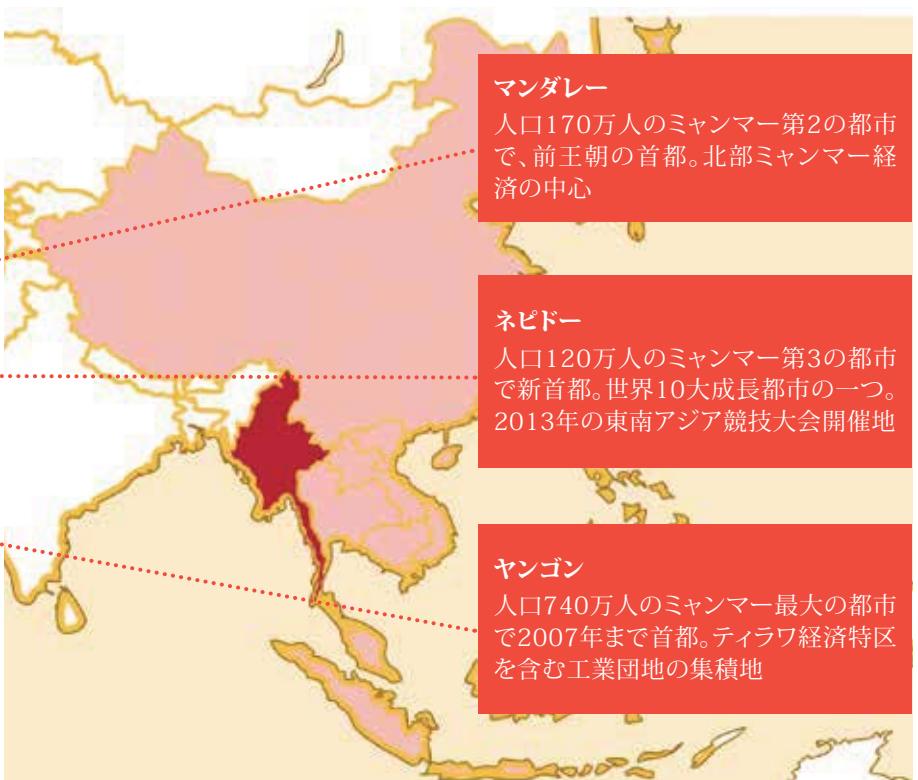
³ 韓国とミャンマー、投資保護協定に仮調印、Korea.net、2014年1月6日

⁴ EUとの投資保護協定：ミャンマーはより魅力的な投資先になる、Myanmar Business Today、2014年9月11日

10. ミャンマー概要



Myanmar 地図



10.1 ミャンマー動向

基本データ

国土面積 676,563平方キロメートル(東南アジアで2位)

隣接国 中国(国境線2,204キロメートル)
インド(国境線1,338キロメートル)
ラオス、タイ、バングラデシュ

人口 5,150万人(2014年国勢調査速報結果)

主要都市の人口

ヤンゴン:7,360,703人
ネピドー(首都):1,160,242人
マンダレー(管区):1,726,889人

人口100万人を超えるその他の都市(州／地区):

シュエボ(ザガイン):1,433,343人
バゴー(バゴー):1,770,785人
タウンジー(バゴー):1,123,355人
ターヤーワディ(バゴー):1,062,331人
マグウェー(マグウェー):1,235,030人
パコック(マグウェー):1,005,545人
ピンウールウィン(マンダレー):1,001,945人
ミンジャン(マンダレー):1,055,957人
モーラミヤイン(モン):1,232,221人
タウンジー(シャン):1,701,338人
パテイン(エーヤワディ):1,630,716人
ヒヤポン(エーヤワディ):1,033,053人
ヒンタダ(エーヤワディ):1,138,710人

民族構成

主要民族:カチン、カヤー、カレン(カイン)、チン、ビルマ(バマー)、モン、ラカイン、シャン

宗教

仏教89%、キリスト教4%(バプテスト3%、カトリック1%)、イスラム教4%、精霊信仰1%、その他2%

年齢構成

0歳～9歳:18.5%
10歳～19歳:19.4%
20歳～29歳:16.9%
30歳～39歳:14.8%
40歳～49歳:12.4%
50歳～59歳:9.2%
60歳～69歳:5.3%
70歳以上:3.6%

気候

亜熱帯地域
最高気温月:4月、24°C～36°C
最低気温月:1月、18°C～23°C
乾期:1月、平均雨量3ミリ
雨期:7月、平均雨量582ミリ

言語

ミャンマー語:カレン、シャンなど多数の少数民族言語も使われている。英語は都市の高学歴エリート層を中心に話される他、公立学校の第2言語となっている

通貨

1チャット(MMK)=100ピヤー(pya)
2017年3月31日現在の中央銀行参照レート=1,362MMK／米ドル

タイムゾーン

GMT+6時間30分

会計年度

4月1日から翌3月31日まで

天然資源

天然ガス、石油、金、ひすい、ルビーその他の天然石、銅、錫、アンティモニー、鉛、亜鉛、銀、チーク材その他の木材

10.2 歴史概略

主要年表

1885年～1948年	東南アジア第2(1位はインドネシア)の経済力を持つ英國植民地で、コメとチーク材の最大輸出国
1941年	1942年の日本軍のビルマ侵攻を見越して、ウンサンがビルマ独立義勇軍(BIA)の創設を発表
1947年	ウンサン将軍と閣僚数人が暗殺される
1962年	ネ・ウイン将軍が軍事クーデターを起こし、軍事政権を樹立
1948年～1988年	産業の国有化と社会主義体制
1988年	経済開放に伴い民主化を求める運動が頻発
1990年	総選挙でウンサン・スー・チー率いる国民民主連盟(LND)が圧勝したが、選挙結果は無効とされた
1992年	軍政府はソウ・マウン首相を退任させ、タン・シュエ将軍が首相に就任
1997年	米国がミャンマーに経済制裁を実施。ミャンマーはASEANに加盟
2000年	EUがミャンマーに経済制裁を実施
2001年	「投資優遇」政策の転換で多くの業種が外資に門戸を閉ざす
2007年	反政府デモ(サフラン革命)が弾圧される。制裁が強化され、多くの外資が引き揚げ、ミャンマーは中国寄りとなる
2010年	制限付きの民主的選挙が行われる
2010年	ウンサン・スー・チーが自宅軟禁を解かれる
2011年	テイン・セインが大統領に就任
2011年	ヒラリー・クリントン米国国務長官がミャンマーを訪問
2011年	民政移行で欧米との関係が改善
2012年	オバマ米国大統領がミャンマーを訪問
2012年	EUが軍事関連を除く全ての制裁を解除
2013年	東南アジア競技大会を主催
2013年	EUが全ての制裁を解除
2013年	テイン・セイン大統領、ワシントンDCを訪問
2013年	安倍晋三首相がミャンマーを訪問
2014年	ASEAN首脳会議の議長国となる
2014年	米国、一部制裁を1年延長
2014年	オバマ大統領、2度目のミャンマー訪問
2014年	ドイツのヨアヒム・ガウク大統領がミャンマーを訪問
2014年	ASEAN首脳会議と東アジアサミットがネピドーで開催される
2015年	11月8日にミャンマー総選挙が実施され、ウンサン・スー・チー率いる国民民主連盟(NLD)が地滑り的な勝利を収める
2016年	4月1日、NLDによる政府が発足
2016年	10月7日に米国による制裁が終了



10.3 人口統計

2014年のミャンマー国勢調査

2014年の国勢調査によると、ミャンマーの総人口は5,148万6,253人です。最も人口の多い州／地区はヤンゴン、エーヤワディ、マンダレー、シャン、ザガインで、平均世帯人数は4.4人となっています。

総人口の29.6%が都市部に住んでいます。ヤンゴンは都市部の人口比率が最も高く(70%)、続いてカチン(36%)、マンダレー(35%)、ネピドー(32%)となっています。

人口密度は、1平方キロメートル当たり平均76人です。最も人口密度の高い州／地区はヤンゴン(1平方キロ当たり716人)、次いでマンダレー(同200人)、エーヤワディ(同177人)、モン(同167人)、ネピドー(同164人)となっています。

10.4 政治体制・内政

主要データ

正式名称	The Republic of the Union of Myanmar ミャンマー連邦共和国
通称名	Pyidaungzu Thammada Myanma Naingngandaw
独立	1948年1月4日
憲法	2008年5月29日の国民投票により新憲法案が可決、発布。 2011年に一連の手続きを経て改正
政治体制	大統領制、共和制(2011年3月に民政移管)
行政	元首:ティン・チョウ大統領(2016年4月1日就任、5年任期) ヘンリー・ヴァン・ティオ副大統領(2016年4月1日就任) ミン・スエ副大統領(2016年4月1日就任) 政府の長:ティン・チョウ大統領 内閣:大統領の指名後、議会が承認 選出:大統領は、軍人議員、上院、下院がそれぞれ指名した3名の副大統領から議会によって選出される
議会	二院制 民族代表院(Amyotha Hluttaw、上院に相当)(直接選挙で168議席、軍指名枠で56議席の計224議席) 国民代表院(Pyithu Hluttaw、下院に相当)(直接選挙で330議席、軍指名枠で110議席の計440議席)
司法	コモンローと慣習法の混合システム
主要政党	NLD(国民民主連盟、党首アウンサン・スーチー) USDP(連邦団結発展党、党首ティン・セインおよびテーウー) NUP(国民統一党、党首タンティン) NDP(民族発展党、党首ナイジンラット) DPM(ミャンマー民主党、党首トウワーハイ) NDF(国民民主勢力、党首キンマウンスウイー) SNDP(シャン民族民主党、党首セイアイケパオ) SNLD(シャン諸民族民主連盟、党首クウントウンウー) その他民族系諸政党

各國のお問い合わせ先

日本

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング
Tel: 03-6212-6800(代表)

PwCアドバイザリー合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング
Tel: 03-6212-6880(代表)

PwC税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル
Tel: 03-5251-2400(代表)

PwCコンサルティング合同会社

〒100-6921 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
Tel: 03-6250-1200(代表)

ミャンマー

PricewaterhouseCoopers Myanmar Co., Ltd.

Unit 02, 04, 06, Level 11, Myanmar Centre
Tower 1,
No. 192, Kabar Aye Pagoda Road, Bahan
Township, Yangon, Myanmar
Tel: +95-9-7970-02324, +95-9-4504-94662

シンガポール

PricewaterhouseCoopers LLP

7 Straits View, Marina One East Tower, Level 12,
Singapore 018936
Tel: +65-6236-3388(Main)

タイ

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd.

15th Floor, Bangkok City Tower
179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok,
10120, Thailand
Tel: +66-2844-1000(Main)

ミャンマー、シンガポール、タイの部門別コンタクト先はP5、6をご参照ください。

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界158カ国に及ぶグローバルネットワークに236,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2017年10月に発行した『Myanmar Business Guide』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/issues/globalization/guide.html

オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。 myanmar.pwc.com

日本語版発刊年月：2018年3月 管理番号：I201710-3

©2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.